

調 査 報 告 書

(開示版)

2021年3月12日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 第三者委員会

委員長 弁 護 士 倉 橋 博 文

委 員 弁 護 士 関 秀 忠

委 員 弁 護 士 小 林 健 一

目次

第 1 章	本調査の概要	6
第 1	本調査開始の経緯	6
第 2	本調査の目的（委嘱事項）	6
第 3	本調査の体制	7
第 4	調査期間	8
第 5	本調査の手法	8
第 6	調査結果	12
第 7	留意事項	14
第 2 章	本調査で認められた経緯等	16
第 1	当社の設立の経緯及び a 氏による ■■■ の経緯	16
第 2	a 氏及びその関連する会社との取引等についての経緯	19
第 3	本件確認書及び本件支払約定書作成以前の経緯	28
第 4	本件確認書の作成経緯	31
第 5	本件支払約定書の作成経緯	33
第 6	本件支払約定書の作成状況及び理由	37
第 7	本件支払約定書の作成後の本件旧役員 3 名の動向	38
第 8	川瀬氏の辞任（2020 年 12 月 15 日）	40
第 9	A によるヒアリングの実施（2020 年 12 月 15 日）	42
第 10	濱村氏及び柿内氏による a 氏への支払い	44
第 11	2011 年 9 月 15 日付け覚書の発覚（2020 年 12 月 28 日）	45
第 12	本件事案に関する社内調査委員会の設置の経緯及び顧問弁護士による a 氏に対するヒアリング	46
第 3 章	上記で認定された事実に関する法的評価（本件支払約定書に係る当社の債務負担の存否）	49
第 1	a 氏の当社に対する請求権を基礎づける法律構成について	49

第 2	本件支払約定書の法的性質が、更改契約もしくは準消費貸借契約であるとすれば、旧債務が存在しないため効力を有しないと解されること	50
第 3	和解契約と解するには紛争性及び互譲性の疑念があること	54
第 4	無名契約（合意）に基づく金銭請求との法律構成においても、本件支払約定書に係る当社の a 氏に対する意思表示の存在が認められる可能性が乏しいものと解されること	54
第 5	抗弁となり得る事情	60
第 4 章	発生原因の分析	71
第 1	本件事案の特徴	71
第 2	直接の発生原因となった不適切な対応や行動について	71
第 3	直接の行為者である本件旧役員 3 名の問題について	74
第 4	組織としての問題	78
第 5	まとめ	83
第 5 章	再発防止策の提言	84
第 1	本件旧役員 3 名の影響力排除に向けた取組み	84
第 2	ガバナンス改革及びコンプライアンス強化	86
第 3	情報管理の徹底	88
第 4	重要文書の管理体制の整備	89

本報告書における略語の定義は以下のとおりである。

用語	略語
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社	当社
■■■■■	A
■■■■■	B 社
■■■■■■■■■	C 社
■■■■■■■■■	D 社
■■■■■■■■■■■■■■■	E 社
■■■■■■■■■■■	F 社
■■■■■■■■■■■■■■■	G 社
■■■■■■■■■■■■■■■	H 社
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	I 社
■■	
株式会社日本エル・シー・エー	日本エル・シー・エー
株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション	エル・シー・エー・リコンストラクション
株式会社 foxcale	foxcale
濱村聖一氏	濱村氏
川瀬太志氏	川瀬氏
柿内和徳氏	柿内氏
福島宏人氏	福島氏
大津和行氏	大津氏
■■■■■	a 氏
■■■■■■■	b 氏
■■■■■	c 氏
濱村氏、川瀬氏及び柿内氏の総称	本件旧役員 3 名
2005 年 5 月当時 G 社が計画していた不動産ディールシステムの開発事業	本件システム開発事業
c 氏が 2005 年当時関与していた韓国の新規カジノの運営や物流センターの建設等に対する投資案件	韓国投資案件
2020 年 9 月 30 日付け確認書	本件確認書

2020年10月1日付け支払約定書	本件支払約定書
2005年4月12日付けアウトソーシング業務委託契約書	アウトソーシング業務委託契約書
アウトソーシング業務委託契約書に係る契約	アウトソーシング業務委託契約
2005年5月27日付け不動産ディールシステム開発・共同事業協定書	本件協定書
2006年2月1日付け確認書	2006年2月1日付け確認書
2006年9月11日付け「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 御中」と題する書面	2006年9月11日付け書面
2011年9月1日付け業務委託契約書	2011年9月1日付け業務委託契約書
2011年9月1日付け業務委託契約書に係る契約	2011年9月1日付け業務委託契約
2011年9月15日付け覚書	2011年9月15日付け覚書
川瀬氏が2020年10月1日付けで所定の手続を経ることなく独断で、a氏との間で、代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書に署名した可能性が判明した件	本件事案
当社の役職員が所定の手続を経ることなく独断で、a氏又はa氏の関連会社との間で、法的根拠を欠く何らかの金銭の支払いを約束した事案	本件類似事案
当社の役職員が所定の手続を経ることなく独断で、a氏又はa氏の関連会社との関係に限らず、法的根拠を欠く何らかの金銭の支払いを約束した事案	その他類似事案
本件事案に係る第三者委員会	当委員会
当委員会に係る調査報告書	本調査報告書
当委員会による調査	本調査
当社が2014年11月に売上を過大計	前回不祥事案件

上した事案及び前回調査委員会の件外調査で発覚した類似事案	
2020年8月31日付けで設置された前回不祥事案件の調査に係る第三者委員会	前回調査委員会
前回調査委員会作成の2020年9月28日付け中間調査報告書（公表版）	前回中間調査報告書
前回調査委員会作成の2020年10月26日付け最終調査報告書（公表版）	前回最終調査報告書

第1章 本調査の概要

第1 本調査開始の経緯

- 1 当社は、2020年6月17日に外部から当社監査役会に情報提供を受けたことを契機として、同年7月28日に不適切な会計処理に係る前回不祥事案件について特別調査委員会を設置し、その後、同年8月31日をもって社外の委員のみで構成される前回調査委員会を設置し、同年9月28日付けで前回調査委員会による前回中間調査報告書が当社に提出され、翌29日に同報告書が公表されるに至った。
- 2 これを受けて2020年9月30日付けで、当社の代表取締役であった濱村氏が取締役を辞任し、また同時に柿内氏も当社の取締役を辞任し、後任の代表取締役に川瀬氏が就任した。
- 3 その後、2020年10月26日付けで前回最終調査報告書が提出・公表され、同年10月30日に当社は前回不祥事案件に係る発生原因の分析結果とともに、経営ガバナンス強化に向けた抜本的改革等を柱とする再発防止策の検討結果を公表するに至った。
- 4 しかしながら、2020年12月8日になって、再発防止策に関する改善計画の策定を進める過程において、川瀬氏が同年10月1日付けで当社の所定の手続きを経ることなく独断で、代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書に署名した可能性が判明し、これを受けて、同年12月15日付けで川瀬氏は取締役を辞任し、同日付けで福島氏が代表取締役に就任した。
- 5 このような経緯を経て、当社は本件支払約定書の作成に係る経緯等についての調査を行うために顧問弁護士を含めた社内調査委員会を設置し、本件事案の調査及び法的分析を実施したが、より中立かつ公正な第三者性を有する主体による調査が必要であると判断し、2021年2月1日付けで本件事案について第三者委員会によって調査を行うことを決議し、同月4日付けで当委員会が設置されるに至った。

第2 本調査の目的（委嘱事項）

本調査の目的（委嘱事項）は以下のとおりである。ただし、4については財務諸表への影響の可能性が生じると判断される場合に限る。

1 本件事案の調査

本件事案に係る事実関係の認定、発生原因及び再発防止策の提言

2 本件類似事案の調査

当社と a 氏及び同人の支配下にあったと思われる会社との間において、本件事案に類するような簿外債務を生じさせる可能性のある事実関係の調査

3 その他類似事案の調査

上記 2 に限らず、当社の旧経営陣が関与した本件事案と類似した簿外債務を生じさせる可能性のある事案の調査

4 本件事案、本件類似事案及びその他類似事案による財務諸表への影響の可能性及び影響の程度の検討

第 3 本調査の体制

1 委員の構成及び補助者

当委員会の委員の構成は以下のとおりである。

委員長 倉橋 博文（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）
委員 関 秀忠（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）
委員 小林 健一（弁護士 西銀座法律事務所）

また、当委員会は、本調査を補助する者として、高橋康平及び鈴木裕也（いずれも弁護士法人ほくと総合法律事務所所属の弁護士）を補助者として起用し、後述するデジタル・フォレンジック調査のために foxcale の支援を受けた。

なお、後述する関係者ヒアリングの日程調整、社内資料の提供の窓口等の事務を行うため、当委員会は、当社の内部監査部に所属する従業員及び総務部法務・コンプライアンス課に所属する従業員を各 1 名ずつ事務局として選任した。ただし、当該 2 名は当委員会が行う関係者ヒアリングのいずれにも同席しておらず、また本調査報告書の起案にも関わっていない。

2 当委員会の独立性

本委員会の委員、補助者及びこれらの者が所属する法律事務所は、本調査の開始時点において当社及び当社グループとの間で何らの利害関係を有していない。

3 ガイドライン

本調査は、企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（日本弁護士連合会）に則って実施した。

第4 調査期間

本調査の期間は、当委員会が設置された2021年2月4日から2021年3月12日までである。

第5 本調査の手法

1 関係者ヒアリング

当委員会は、本調査に必要な範囲で当社役職員及び当社元役職員を含む関係者に対するヒアリングを実施した。具体的なヒアリングの実施年月日及び氏名は、下表のとおりである。

【省略】

なお、当委員会は、関係者のデジタル・フォレンジック調査により顕出されたb氏の携帯電話番号に連絡したもののb氏にはつながらず、かつ、同様に顕出されたb氏のEメールアドレスに調査協力を求める内容のEメールを送信したが返信がなかった。そのため、結局、当委員会は、b氏と連絡を取ることができず、同人へのヒアリングは実施できなかった。

2 提供を受けた資料の精査

(1) 社内保存資料の精査

当委員会は、本調査に必要な範囲で、当社に対し、本件事案、本件類似事案及びその他類似事案に関係すると考えられる当社の社内保存資料（電子データを含む。以下同じ。）を徴求し、開示された社内保存資料（社内規程、議事録、各種契約書、監査書類、財務諸表、経理書類及びその他関係書類）を精査した。

(2) 関係者から提出された資料の精査

当委員会は、ヒアリングを実施した関係者から随時開示された資料を精査した。

(3) 公知資料の分析

当委員会は、当社に係る法定開示資料及びウェブサイトに公開されている各種資料（記事及びニュース等）を分析した。

3 デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、foxcaleの支援を受けて、以下(1)ないし(5)のとおり、関係者のデジタルデータ及び当社のGoogle Driveの内容を保全し、デジタル・フォレンジック調査を行った。

調査の詳細は別紙Iのとおりである。

(1) メールデータの調査

当社より受領した、本件旧役員3名及び大津氏のメールアドレス（2020年12月31日までの期間についてGoogle Vault上に残存する全てのメールアドレス）について、調査用レビュープラットフォームである「foxcope」へアップロードを行なった。アップロードしたデータのうち、当委員会が設定したキーワード等による絞込抽出したデータを対象として、当委員会の作成したレビュー・プロトコルに基づき、foxcaleが一次レビューを実施し、当委員会が二次レビューを実施した。

なお、当社はGoogle Vaultを利用し、削除データを含むメールアドレス等の保存・アーカイブを行なっている。しかしながら、前回調査委員会の際に判明したとおり、2020年7月にGoogle Vault上のデータ保持期間を5年と設定したことに起因し、2015年6月頃以前の期間については、削除されたメールアドレスがGoogle Vault上に保管されていない。

(2) PC内データの調査

濱村氏、川瀬氏及び大津氏が業務上使用していたPC合計3台をfoxcaleが保全の上、当委員会が設定したキーワード等に基づき抽出されたデータを対象にレビューを実施した。

なお、大津氏の PC については、2020 年 12 月に同人が退職する直前にディスクの初期化を実施していることが判明している。また、後述の PC に関する操作ログの調査により、川瀬氏の PC についても、2020 年 12 月に同人が退職する直前に大量のデータを削除したことが判明している。

(3) PC に関する操作ログの調査

川瀬氏、柿内氏及び大津氏の PC に関する操作について、2020 年 9 月から 2021 年 2 月までの期間におけるログを当社より入手し、通査を実施した。

(4) モバイル端末内データの調査

濱村氏、川瀬氏及び大津氏のモバイル端末合計 3 台を foxcale が保全の上、チャット、メモ帳、通話履歴、アドレス帳等について通査を実施した。

(5) Google Drive 内データの調査

当社の全共有ドライブ、本件旧役員 3 名及び大津氏のマイドライブ、並びに Google Vault に保管されていた削除データ（本件旧役員 3 名及び大津氏のアカウントに紐づくものに限る。）を母集団として、当委員会の設定したキーワード等に基づき抽出されたデータを対象にレビューを実施した。

4 役職員に対するアンケート調査

当委員会は、2021 年 2 月 12 日、Google フォームを活用して、当社グループに在籍する全役職員 289 名^[1]に対するアンケート調査を実施し、アンケートに対する回答は、すべて当委員会が直接受領をした。

役職員に対するアンケート調査の質問事項概要は、以下のとおりである。

役職員アンケート調査の質問事項概要は、以下のとおりである。

- ① 本件事案に関連して、当社のウェブサイトが開示されている記載内容以外に認識している事実の認識有無

¹ 内訳は、当社の役職員 176 名、当社グループ 10 社の役職員合計 113 名である。

- ② 当社又は当社役職員が、a 氏又は a 氏が関係する団体との間で、取引、契約その他何らかの便益の授受を行っていた事実の認識有無
- ③ 当社又は当社の役職員が、株主・取引先等の第三者に対して「本来支払う必要のない金銭を支払う約束をした、あるいは支払った」事案や、第三者から「本来支払う必要がない金銭の請求を受けていた、あるいは受けている」といった事案の認識有無

なお、役職員に対するアンケート調査の回答状況は別紙Ⅱのとおりである。

5 大株主に対するアンケート調査

当委員会は、2021年2月18日、当社の株主のうち議決権割合上位10名（ただし、当社の役職員・旧役職員及びこれらの関係会社、後記6の取引先と重複している株主並びに金融機関・証券会社・外国法人等を除く。）に対し、2021年1月末日を基準時として、当社が認識していない請求権を有していないかに関するアンケートを送付し、アンケートに対する回答は、すべて当委員会が直接受領した。

なお、大株主に対するアンケート調査の回答状況は別紙Ⅲのとおりである。

6 取引先に対するアンケート調査

当委員会は、2021年2月18日、同年1月末時点の当社売掛先上位20社及び買掛先上位20社の合計40社に対し、同日時点で取引先が当社に有していると認識する債権額と当社が認識している債権額の相違がないかに関するアンケートを送付し、アンケートに対する回答は、すべて当委員会が直接受領した。

なお、取引先に対するアンケート調査の回答状況は別紙Ⅳのとおりである。

7 顧問弁護士に対するアンケート調査

当委員会は、2021年2月19日、当社と顧問関係にある3つの法律事務所に対し、当該法律事務所が当社に対して負う守秘義務を解除する旨の許諾をあらかじめ当社経営陣から得たうえで、役職員に対するアンケート調査の質問事項と同趣旨の事項につき、過去の法律相談等を通じて

認識していないかに関するアンケートを送付し、アンケートに対する回答は、すべて当委員会が直接受領した。

なお、顧問弁護士に対するアンケート調査の回答状況は別紙Vのとおりである。

8 ホットラインの設置

当委員会は、役職員に対するアンケート調査の質問事項に関する情報を別の窓口において収集する目的で、2021年2月12日から同年3月11日までの1か月間、当委員会専用のEメールアドレスを設置し、情報提供を受け付けるホットラインを設けるとともに、これを当社グループの全役職員に周知した。

第6 調査結果

1 本件事案に関する調査結果

第2章以下で詳述する。

2 類似事案に関する調査結果

(1) 調査概要

当委員会は、本件事案に関する事実経緯の解明等に加え、本件類似事案及びその他類似事案について、関係者に対するヒアリングによって、その端緒の有無を確認するとともに、上記の①デジタル・フォレンジック調査、②役職員に対するアンケート調査、③大株主に対するアンケート調査、④取引先に対するアンケート調査、⑤ホットライン窓口の設置、及び⑥その他当社から提供を受けた社内保存資料（主に2017年以降の接待交際費）の確認を通じて、本件類似事案及びその他類似事案の存在をうかがわせる情報の有無についても調査を実施した。

(2) 調査結果

ア 関係者に対するヒアリング

本件旧役員3名は、いずれも、本件事案以外、法的根拠を欠く支払を当社名義で約束した事実はないと述べ、a氏に対するヒアリングにおいても、何らかの具体的な支払約束の存在は示されなかった。また、それ以外の関係者のヒアリングにおいても、本件類似事案及びその他類似事案に該当し得ると判断される情報は顕出されなかった。

イ デジタル・フォレンジック調査の結果

本件類似事案及びその他類似事案に該当し得る情報は顕出されなかった。

ウ 役職員に対するアンケート調査

全役職員から回答を得たが、本件類似事案及びその他類似事案に該当し得る情報は顕出されなかった。

エ 大株主に対するアンケート調査

送付した大株主 10 名中 8 名から回答を得たが^[2]、いずれからも本件類似事案及びその他類似事案に該当し得る情報は顕出されなかった。

オ 取引先に対するアンケート調査

送付した全社から回答を得たところ、そのうち数社につき、当該取引先が認識していた債権額と当社の認識していた債権額に差異のある旨の回答が得られた。もっとも差異の内容について当委員会を確認した結果、いずれも、認識の差異理由は取引先の誤認によるものや経理上のルールの違い等に伴う通常取引の範囲内の誤差に留まるものであり、当社が認識していない契約関係又は合意事項が存在していたというものはなく、本件類似事案及びその他類似事案に該当し得る情報は顕出されなかった。

カ ホットラインによる情報提供

当委員会の設置したホットラインには、その設置期間中に何らの情報も寄せられなかった。

キ 社内保存資料の確認

² 電話番号及び E メールアドレス等連絡先の不明な 2 名の大株主からは、回答を得ることができなかった。

本件旧役員3名をはじめとする役員について、現行の仕組みが導入された2017年以降の接待交際費の金額及び内容を精査したが、本件類似事案及びその他類似事案に該当し得る情報は顕出されなかった。

(3) 結論

以上のとおり、本調査において、本件類似事案及びその他類似事案に該当し得ると判断される情報は発見されなかったが、当委員会は、念のため、過去に当社の代表取締役を務めた濱村氏及び川瀬氏から、本件類似事案及びその他類似事案は存在しない旨の誓約書を取得した。

第7 留意事項

1 調査の限界

当委員会は強制的な調査権限を有しておらず、あくまで当社役職員その他の関係者の任意の協力の下での調査を実施したにすぎないことから、本調査及びその結果には一定の限界がある。特に留意すべき事項として以下の点が挙げられる。

[Redacted text block]

また、本調査は、当社と合意した委嘱事項の範囲内で決定した調査範囲及び調査手続のなかで事実確認した事項に限定されており、当社のその他の事業・当社グループに係る不正や、委嘱事項外のその他の不正について網羅的に事実確認することを目的にしていない。

2 採用した調査手続の限界

本調査は、事案の性質上、調査時点で当社役職員ではない者に対するアンケート、インタビューその他の資料要請等を含むものであり、これ

らの者は当委員会に対して協力する義務等を負っておらず、その点で本調査には一定の限界がある。

3 調査の性質

本調査は、当社の財務諸表の適正性若しくは内部統制の有効性の保証を表明するための財務諸表監査又は内部統制監査を実施したものではない。

4 調査報告書の目的外利用の制限

本報告書は、当社の役職員において事実関係を把握する目的のために作成するものであり、それ以外の目的での利用は認められない。

5 デジタル・フォレンジック調査上の制限

前記のとおり、過去のメールアドレスの調査は一定期間以上遡ることができず、初期化された大津氏の PC 内も十分な調査ができなかった。

第2章 本調査で認められた経緯等

第1 当社の設立の経緯及びa氏による■■■■の経緯

1 当社の設立及び当社設立以前の本件旧役員3名とa氏との関係性

(1) 当社の設立

当社は、2005年3月31日、日本エル・シー・エーの関連法人であるエル・シー・エー・リコンストラクションの代表取締役を務めていた濱村氏、同社の従業員であった川瀬氏、柿内氏及び大津氏ら当社の旧役員が中心となって、エル・シー・エー・リコンストラクションから独立する形で設立された株式会社である。

設立当時の当社の役職員（ただしb氏を除く。）は、いずれも日本エル・シー・エー又はエル・シー・エー・リコンストラクションを退任・退職してきた人物であり、濱村氏を代表者とし、川瀬氏をリーダーとする加盟店支援部隊（5名）、柿内氏をリーダーとする開発部隊（4名）、大津氏をリーダーとする間接部門（3名）の合計13名であった。なお、当社の設立時の役員構成及び株主構成は以下のとおりである。

【役員構成】

役員名	役職
濱村 聖一	代表取締役
川瀬 太志	取締役
柿内 和徳	取締役
大津 和行	取締役
海老原 公章	監査役

【株主構成】

株主名	保有株式数
濱村 聖一	200株
川瀬 太志	60株
柿内 和徳	60株

大津和行	60株
塩崎健太	40株
中山史章	40株
田中照久	10株
堰口新一	10株
合計	480株

(2) 当社設立以前の本案旧役員3名とa氏との関係性

a氏は、[redacted]を本社とし、[redacted]
[redacted]E社及びF社の代表取締役兼株主として建築業・不動産業等を営んでいた者である。なお、a氏によれば、a氏は現在これらの会社の経営には関与しておらず、東京を拠点として主にコンサルティング業務を営んでいるとのことである[3][4]。

また、D社（2005年7月29日付けでC社から商号変更。以下、本章では、商号変更前・後の時期によりC社とD社を使い分けるものとする。）はF社及びE社と本店を同じくする会社であり、a氏を代表取締役とするa氏の資産管理会社である[5]。

当社の設立以前から、日本エル・シー・エー及びエル・シー・エー・リコンストラクションはa氏（又は上記会社）からコンサルティング業務を受託しており、主に柿内氏が当該業務を担当していた。そのため、本案旧役員3名のうち柿内氏は、当社設立以前よりa氏と付き合いがあった。他方で、本案旧役員3名のうち濱村氏及び川瀬氏は、下記で述べる[redacted]依頼する際に初めてa氏と会ったとのことであり、当社設立以前にはa氏と直接の面識がなかった旨述べている。

³ a氏によれば、a氏は25年前頃から[redacted]ではなく東京を拠点としていたとのことである。ただし、D社、F社、E社の法人登記簿上、a氏の代表取締役としての住所は、2018年4月7日に[redacted]から[redacted]に変更されている。

⁴ ただし、F社及びE社の法人登記簿によれば、a氏は現在もF社及びE社の代表取締役を務めている。

⁵ D社の資本構成の詳細は不明である。

2 2005年5月27日付け本件協定書

(1) 本件協定書の締結

ア 本件協定書を締結する以前の経緯

当社は、当社設立直後、濱村氏が日本エル・シー・エー所属時から付き合いのあった G 社の代表取締役を務める b 氏より、当社の事業に対する各種支援等を受けていた。

すなわち、当社は、

。また、当社は設立時に新たにオフィスを借りる資金負担を削減するために、2005年の設立当初から2006年夏頃までの間、b氏が経営する G 社のオフィスの一部を間借りして事業を営んでいた。さらに、当社は、2005年の設立当時、b氏と様々な業務を共同して実施することを計画しており、資本提携の一環として、2005年4月4日、b氏に対し、当社の役職員が保有していた当社株式50株を譲渡した。

このようにb氏から各種支援等を受けている状況の中、濱村氏は、2005年5月当時、b氏から、G社が計画していた本件システム開発事業（収益不動産の購入、収益管理、施設管理に係る総合ネットワークアプリケーションシステムの開発及び事業運営）について、出資者を探している旨の相談を受けた。そこで、濱村氏は、a氏を含め当時付き合いのあった複数人の者に対し、本件システム開発事業への出資を打診したところ、a氏が、同事業への出資に興味を示した。そこで、濱村氏は、本件システム開発事業への出資者候補として、a氏をb氏に紹介した。

その後、a氏とb氏との間で、本件システム開発事業を共同で営むことについて合意に至ったが、その際、当社も本件システム開発事業に参画することになった。濱村氏によれば、元々、当社は、あくまで出資者候補をb氏に紹介するだけであり、本件システム開発事業

⁹ 濱村氏は2005年2月28日にG社の取締役役に就任し、2006年11月1日に辞任をもってG社の取締役を退任している。

に参画する予定はなかったが、b氏から、当社も本件システム開発事業に参画するよう要請され、a氏をb氏に紹介した立場上、かかる要請を拒否することができなかったとのことである。

イ 本件協定書の締結及び本件協定書に関する金銭のやり取り

そこで、G社、C社及び当社は、2005年5月27日、本件協定書を締結し、C社は、G社に対し、本件協定書に基づきシステム開発費として3000万円を拠出した。当該3000万円は、C社からG社に対して直接拠出され、当社が3000万円を一旦でも受領したような事実はない。この点について、a氏も当委員会のヒアリングに対して、本件協定書に基づく3000万円の拠出はあくまでG社に対して拠出したものであることを述べている。ただし、濱村氏は、実際にC社がG社に対して当該3000万円を拠出していることまでは確認していないとのことである。

なお、濱村氏によれば、G社がC社から上記3000万円を拠出された際、b氏から紹介料として500万円程度の金銭が当社に対して支払われたとのことである。この点について当委員会で確認したところ、確かに2005年6月27日付けで「XXXXXXXXXX」から500万円が当社の預金口座に入金されている事実が認められるが、その直前の2005年6月20日付けでは逆に「XXXXXXXXXX」に対して500万円が当社の預金口座から送金されており、この点からすると単に濱村氏の述べるような紹介料としての入金があったとは認め難い。濱村氏は、当該紹介料を受け取っていいものかについて悩んだため、預かり金のような形で一旦は預かった処理をした記憶であると述べるが、実際の処理は濱村氏が行ったわけではないとのことであり、当社における当時の会計データが残っていないため、この点についての会計処理の詳細は不明である。

(2) 2006年2月1日付け確認書及び2006年9月11日付け書面

ア 2006年2月1日付け確認書

本件協定書に関しては、2006年2月1日付けで、当社が本件協定書上の権利及び地位を破棄し、以後、本件協定書はC社とG社間の契約とすることを相互に確認すること等が規定された2006年2月1日付け確認書が作成されている。ただし、当社が保管する2006年2

月 1 日付け確認書の原本には、当社の社判及び当社代表取締役の印鑑しか押捺されておらず、G 社や C 社（ただし 2006 年 2 月 1 日当時は D 社）の記名・押捺はされていない。

もともと、当委員会におけるデジタル・フォレンジックにおいて発見された当該確認書の Word ファイルのプロパティ上の作成者が [REDACTED] とされていること及び G 社より次に述べる 2006 年 9 月 11 日付け書面が差し入れられていることからすれば、少なくとも当社と G 社の双方合意の下で一度は当該確認書が作成されたものと推認されるが、下記のとおり当時の詳しい経緯を記憶している者が見当たらず、詳細は不明である。なお、デジタル・フォレンジックで発見された上記 Word ファイルのファイル名は「見せかけ書面」とされている。

イ 2006 年 9 月 11 日付け書面

また、2006 年 9 月 11 日付けで、G 社より、当社に対し、2006 年 2 月 1 日付け確認書の内容を白紙無効とすること等が記載された 2006 年 9 月 11 日付け書面が差し入れられている。当社が保管するこちらの書類の原本には、G 社の印鑑が押印されているものである。

ウ 2006 年 2 月 1 日付け確認書及び 2006 年 9 月 11 日付け書面の作成経緯等

本調査では、これらの各書面がなぜ作成されたのか、2006 年 2 月 1 日付け確認書が G 社との間で取り交わされたか否か、当社が本件協定書の当事者としての地位から離脱することにつき a 氏の承諾を得たか否か等の事実関係について記憶している者は見当たらなかった^[10]。そのため、これらの各書面が作成された経緯について、当委員会で認定することはできなかった。ただし、上記各書面の文面及びファイル名からすれば、2006 年当時、本件協定書から当社が契約当事者として離脱するか否かに関して、何らかの各当事者の意向の対立等が生じていたことがうかがわれる^[11]。

¹⁰ 2006 年当時、当社の契約管理を担当していたのは大津氏であるが、大津氏も記憶にないとのことである。

¹¹ 柿内氏は、2006 年当時、濱村氏に対し、b 氏は信用できない人物であることから、同人

本件協定書において、C社は、本件システム開発事業によって生じた収益の一定割合の分配を受けることとされていたが、ほどなくして、b氏と次第に連絡を取ることが困難となり、G社も営業実態がなくなり、本件システム開発事業は進捗しない状況となっていた。その後、当社は、a氏から、時折、本件システム開発事業が進捗しない一方で、拠出した金銭がG社から返還されない旨の連絡を受けるようになった。ただし、a氏が当社に対して、当該金銭を当社に代わりに返還するよう求めていたといった事実は本調査では認められていない。

- (3) 本件システム開発事業の頓挫及び2011年9月15日付け覚書の締結
その後、当社は、2011年9月15日頃、D社との間で、①本件協定書第11条第1項（注：手形小切手を不渡りにしたとき）に該当したことにより本件協定書の目的を達成することができないことを相互に確認し、G社及びb氏に対する債権回収や損害賠償等について協力して問題解決に当たること、②本件協定書を合意解約し、当社とD社との間に債権債務はないこと、を確認することを内容とする2011年9月15日付け覚書を締結した（なお、2011年9月15日付け覚書が発見された経緯及びその成立の真正が認められることについては後述する。）。

この2011年9月15日付け覚書が作成されるに至る経緯について、濱村氏によれば、この時期に上場準備を見越して有限責任あずさ監査法人に依頼してショートレビューを当社が受けており、その関係で問題点を整理したのではないかとのことである。確かに上記ショートレビューの報告書ドラフト版によれば、調査期間を2011年9月5日～16日としたショートレビューが実施されていることが認定できるため、時期的には上記の濱村氏の供述に沿う事実が認められる。ただし、それ以上に上記覚書が作成される経緯を記憶している関係者がおらず、2011年9月15日付け覚書が作成された経緯の詳細は当委員会では認定することはできなかった。ただ、少なくとも2011年9月頃、当社の中で本件協定書に関するG社、D社及び当社との権利義務関係が未

と早く手を切るよう再三伝えていた旨を述べており、当時、各当事者の間に何らかの意向の対立が生じていたことを推測させる事情である。

を見学し、銀行を訪問する等の現地視察を行った。また、濱村氏、川瀬氏及び a 氏は、現地視察の最中、韓国の不動産業者から飲食等の接待を受けた^[12]。

(2) 某都内のホテルにおけるやり取り

上記現地視察を終えた後、当社は a 氏より、検討の結果、上記案件には不審な点がうかがわれたことから、韓国投資案件への投資を行わないこととした旨を伝えられた。

そこで、当社は c 氏を通じて、韓国の不動産業者に対しその旨を伝えたと、当該業者から、投資を行わないことに決めた理由を説明するように求められ、某都内のホテルに呼び出された。

濱村氏、川瀬氏及び a 氏が同ホテルに赴き、上記業者が待つ部屋に案内されたところ、同部屋内には、c 氏のほかに、複数の男らが待機しており、濱村氏及び川瀬氏によれば、男らの多くはスーツを着用していたが、1 名白いジャージ姿の者がおり、その風体から、同人らが反社会的勢力に属する者であることが疑われたとのことである。

そして、濱村氏及び川瀬氏は、同人らから、上記案件への投資を中止した理由を説明するよう問い詰められ、濱村氏及び川瀬氏が、採算が合わないからである旨を繰り返し説明したが、同人らの納得を得ることができず、威圧的な口調で一定時間詰問され続けたところ、しばらくして、a 氏が

帰ろうと告げたので、川瀬氏及び濱村氏は、a 氏とともに、同部屋から退室した、とのことである^[13]。

¹² [REDACTED]

¹³ この際、a 氏は最初から濱村氏及び川瀬氏と一緒に客室に入ったのか、後で遅れてやってきたのか等の詳細は、濱村氏、川瀬氏及び a 氏の供述が一致せず、判然としない。

[REDACTED]

(3) 某都内のホテルにおけるやり取りの後の韓国投資案件の経緯

某都内のホテルにおけるやり取りの後、当社又は本件旧役員 3 名が、c 氏又は韓国の不動産業者より、金銭の支払その他の要求を受けたという事実は本調査では認められていない。また、後述する 2020 年 9 月 30 日の面談までの間、当社又は本件旧役員 3 名が、a 氏より、某都内のホテルでのやり取りを解決したことを理由として、金銭の支払いその他の要求を受けていた事実も本調査では認められていない^[15]。

4 2011 年 9 月 1 日付け業務委託契約

(1) 2011 年 9 月 1 日付け業務委託契約の締結

14 [REDACTED]

¹⁵ なお、a 氏は、某都内のホテルでのやり取りに関連して、後日、上記韓国の不動産業者又はその協力者らが、a 氏が経営する [REDACTED] 会社を訪れるなどしたため、これを解決するために、同人らに対し、協力者を通じて、1000 万円を支払った旨述べている。しかしながら、a 氏の上記供述を除き、かかるやり取りを裏付ける資料又は供述は存在しないため、当委員会としては、a 氏が供述する上記事実を認定することはできなかった。

当社は、2011年9月1日、a氏が代表取締役を務めるF社との間で、当社が、顧客紹介、[redacted]本部及び[redacted]加盟店に対する営業支援、当社に対する営業支援及びアドバイザー業務等を委託し、F社がこれを受託する旨の業務委託契約を締結した（ただし、後で述べるように実際に2011年9月1日付け業務委託契約書が締結された日は2011年9月15日頃と推測される。）。

上記業務委託契約に係る業務委託料は1050万円（税込）とされたところ、当社は、F社に対し、2011年9月1日から2012年4月までの間、月額131万2500円ずつ、合計1050万円を支払った。

なお、当委員会が認識した当社とa氏の関連する会社との間の取引関係において、当社側が金銭を支払う契約はこの業務委託契約のみである。

(2) 2011年9月1日付け業務委託契約と2011年9月15日付け覚書との関係性

前記のとおり、当社では、2011年9月頃、本件協定書に関するG社、D社及び当社との権利義務関係が未処理の状態となっていることが問題となり、本件協定書を合意解約し、当社とD社との間に債権債務はないことを確認することを内容とする2011年9月15日付け覚書を締結したものと推測される。

そして、2011年9月1日付け業務委託契約書の締結日が2011年9月15日付け覚書の締結日と極めて近接していることからすれば、当社が、本件協定書を合意解約し当社とD社との間に債権債務はないことを確認することの引き換えに、2011年9月1日付け業務委託契約書を締結して、a氏が経営するF社に金銭を支払うことにした、という可能性も想定されるため、当委員会は、かかる観点から2011年9月1日付け業務委託契約の締結の経緯等について調査を試みた。

この点、当社内には、本件旧役員3名を含め、2011年9月1日付け業務委託契約の締結の経緯等について詳細を認識・記憶している者は見当たらなかった。

しかしながら、当委員会におけるデジタル・フォレンジックにおいて発見された2011年9月1日付け覚書の作成途中のWordファイルのプロパティ上の更新日時は「2011年9月14日18時24分」となっ

ており、2011年9月15日付け業務委託契約書の作成途中のWordファイルのプロパティ上の更新日時が「2011年9月13日15時20分」となっていることから、両ファイルはほぼ同時期に作成作業を行っていたものと認められる。また、濱村氏及び柿内氏は、2011年9月1日付け業務委託契約の実態に関して、委託内容からすれば1050万円（税込）の業務委託料は高額すぎるように思われるとの感想を述べている。さらに、濱村氏及び柿内氏は、[REDACTED]に関してa氏から顧客紹介を受けたことはあると述べているが、その件数も少数にとどまるとのことである。

以上のような点を総合考慮すれば、2011年9月1日付け業務委託契約は全くの架空であるとは認定できないものの、2011年9月15日付け覚書の締結と引換えに、a氏が経営するF社に利益を与えるための目的で締結されたものであるという可能性は十分にあり得るものと認められる。

5 その他のa氏又はa氏の関連会社との間の取引

上記の取引関係の他に、当社は、E社及びF社から、当社が取引先と事業提携し全国展開を行っている商材や当社が単独で提供する商材に係る各種サービスについて申込みを受け、かかるサービスの対価として、会費等の支払を受けていた。

また、当社とF社との間では、当社においてF社が建築請負する住宅の紹介・斡旋等を行い、これによりF社と紹介・斡旋先との間で請負契約等が成立し、かかる契約の履行が完了した場合に、当社が第三者を通じてF社から紹介料・斡旋料を受領する旨の建築会社としての紹介及び情報提供に関する契約書が締結されている。

これらはいずれも当社がa氏の関連会社から支払を受ける立場の取引となっており、本調査において、これらの取引の違法性等をうかがわせる事情は特段認められなかった。

第3 本件確認書及び本件支払約定書作成以前の経緯

1 本件旧役員3名とa氏とのやり取りの頻度等

濱村氏は、D社が[REDACTED]であるため、a氏のことをVIPとして位置付けており（濱村氏が当社の従業員に対して送付した[REDACTED]

(2) 前回調査委員会の設置（2020年8月31日）及び濱村氏、柿内氏及びa氏による面会（2020年9月8日）

当社は、2020年8月31日、社外の委員のみで構成される前回調査委員会を設置し、その旨を公表した。

濱村氏及び柿内氏は、2020年9月8日、a氏の要請により、a氏と目黒にある喫茶店で面会した。

当日は、当初濱村氏とa氏の2人で面会を開始したところ、濱村氏は、a氏から前回調査委員会が設置された経緯等について質問を受けた。そして同日、濱村氏は、a氏に対し、前回調査委員会の委員から濱村氏は当社の代表取締役を辞任せざるを得なくなる可能性がある旨を説明されたこと等を伝えた。しばらくして、柿内氏が合流し、濱村氏、柿内氏及びa氏の3名で面会を開始したところ、a氏から、前回調査委員会の調査の状況や前回調査委員会の当社の役員に対する評価等について質疑がなされた。

(3) 川瀬氏による柿内氏に対する退任要請（2020年9月23日）

川瀬氏は、前回調査委員会より、前回調査委員会において前回不祥事案件につき柿内氏が不正会計を主導したという認定がなされる方向性にあることを告げられた。

そこで、川瀬氏は、2020年9月23日、柿内氏を会社に呼び出し^[16]、柿内氏に対し、前回調査委員会において、前回不祥事案件につき柿内氏が不正会計を主導したという認定がなされることが確実となった旨説明した上で、取締役を退任するよう要請した。

これに対し、柿内氏は、同日時点では、「取締役を退任しなくて良い方法を考えてみる。」と述べて、取締役退任の有無を回答することを留保した。

(4) 濱村氏と川瀬氏による会食（2020年9月28日）

2020年9月28日夜、濱村氏と川瀬氏の2人が一緒に会食をしていた際、川瀬氏によれば、その最中に、濱村氏は、携帯電話に何度か電話が入り席を立つことがあったとのことであり、川瀬氏が濱村氏に対

¹⁶ 当時、前回不祥事案件への関与が疑われていた柿内氏は、当社への出勤及び当社従業員への接触を禁止されていた。

し誰からの電話であるかを質問したところ、濱村氏は、a 氏からである旨を回答したとのことである。

他方で、濱村氏によれば、2020年9月28日夜にa氏と電話をした記憶がないとのことであるため、a氏との電話の有無を含め詳細は不明である。

(5) 前回中間調査報告書の公表（2020年9月28日）及び柿内氏へのa氏による電話（2020年9月29日）

当社は、2020年9月28日、前回調査委員会による前回中間調査報告書の提出を受けた。

柿内氏は、2020年9月29日、前回中間調査報告書の内容には取引先を特定する情報が記載されている等の理由から、一部を修正した上で公表するよう当社内で主張したものの、当社は、同日、内容について修正することなく前回中間調査報告書を公表した。

柿内氏によれば、2020年9月29日夜、a氏から、濱村氏と電話がつながらず濱村氏が着信拒否をしている様子であるため、翌30日に当社を直接訪問して本件旧役員3名と面会する旨を伝えられたとのことであり、これを受けて、柿内氏は、同月29日夜、濱村氏に電話をして、その旨を伝えたと述べている。他方で、濱村氏によれば、同日夜に柿内氏と上記電話をした記憶はないとのことであるため、詳細は不明である。

以上のような2020年9月30日の直前の川瀬氏及び柿内氏の供述からすると、濱村氏は2020年9月30日にa氏が来社することを事前に認識していた可能性もあると考えられるが、濱村氏はその点は記憶にない旨を述べており、当委員会ではこの点について確定的な認定をするには至らなかった。

第4 本件確認書の作成経緯

2020年9月30日午前10時頃、a氏が当社を訪問した。濱村氏及び川瀬氏は、柿内氏から、a氏が来社した旨の連絡を受けて、社長室に集まった^[17]。社長室の中央にはテーブルが設置されていたが、入り口から見

¹⁷ 当時、川瀬氏は採用面接中であったところをキャンセルしてa氏との面談に応じたとのことである。

て奥側に a 氏が着席し、a 氏とテーブルを挟んで手前側に右から濱村氏、川瀬氏及び柿内氏の順で本件旧役員 3 名が着席して、a 氏との面会を開始した。

上記の面会において、a 氏は、本件旧役員 3 名に対し、C 社が [REDACTED] [REDACTED] 頃から本件旧役員 3 名のことを応援しており、今後も本件旧役員 3 名が当社のために協力すべきであるなどと述べて、かかる内容を約束する旨の書面を作成するよう要求した。

また、a 氏は、本件システム開発事業に対する出資により a 氏が 3000 万円の損失を被ったこと、韓国投資案件のトラブルに関して [REDACTED] [REDACTED] [18] を指摘しつつ、それにもかかわらず濱村氏及び川瀬氏が a 氏を避けているなどと述べて、濱村氏及び川瀬氏を強い口調で責め立てた。

そして、a 氏は、上記のやり取りの後、本件旧役員 3 名に対し、上記書面の文案を考えるよう指示し、昼食をとるために社長室から一時退席した。

かかる指示を受け、本件旧役員 3 名は、川瀬氏のノート PC の画面を社長室のスクリーンに投影しながら、主に川瀬氏及び柿内氏が内容を考え、これを濱村氏が確認する形で検討を進め、「濱村聖一、川瀬太志、柿内和徳は、立場は変われども今後も三人で離れることなく、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の企業価値向上に力を合わせていくことを約し、ここに確認します。」などの内容を記載した本件確認書の案文を完成させた。

その後、a 氏が昼食から帰ってきたため、川瀬氏は、本件確認書の案文をプリントアウトして a 氏に提示した。a 氏は、本件確認書の案文の内容については特段意見を述べず、本件旧役員 3 名に対し、署名及び拇印を要求したため、本件旧役員 3 名は、本件確認書の案文の記名の下に署名を行い、その右横に拇印を押した。そして、a 氏は、本件旧役員 3 名から本件確認書の案文を受け取り、本件確認書に立会人として署名を行い、その右横に拇印を押し、完成した本件確認書の原本は、a 氏が持

ち帰った。その際、本件旧役員 3 名は、本件確認書を 3 通コピーしてそれぞれ 1 通ずつ受け取ったとのことである^[19]。

本件確認書のコピーは当社内では発見されていないが、当委員会が、a 氏から開示を受けた本件確認書のコピーは、以下のとおりである（当委員会は a 氏のヒアリング時に、コピーの提供を受けたのみであり、原本は別の場所で保管しているとのことで見ることができなかった。）。

【省略】

第 5 本件支払約定書の作成経緯

1 本件確認書作成後の 2020 年 9 月 30 日のやり取り

2020 年 9 月 30 日の面会において、a 氏は、本件旧役員 3 名に本件確認書を作成させた後、本件旧役員 3 名が今後も協力することについてのエビデンスが必要である旨を述べ始めた。そして、本件システム開発事業に対する出資により a 氏が 3000 万円の損失を被った話について、当該 3000 万円は実質的には G 社ではなく当社に出資したものであると述べた上で、仮に 2005 年当時 3000 万円を当社に出資していたとすれば現在ほどの程度の価値を有しているのかと問い詰めながら、本件旧役員 3 名に金銭の支払を約束することを促し始めた。

これを受けて、本件旧役員 3 名と a 氏の間で、仮に 2005 年当時に当社に 3000 万円を出資していたとすれば、現在 3000 万円の何倍の価値を有しているかという点について、双方数字を出し合うといった議論が繰り返された。

また、a 氏は、このような議論と併せて、上記金銭の支払要求には、韓国投資案件のトラブルの際に ██████████ も含まれていると述べた。

以上のやり取りの後、本件旧役員 3 名と a 氏のいずれの提案かは判然としないものの、本件旧役員 3 名が、a 氏に対し、3000 万円の 8 倍であ

¹⁹ 濱村氏は、引っ越しの際に紛失したため本件確認書のコピーは手元にないと供述している。川瀬氏は、当初、本件確認書のコピーはシュレッダーにかけて処分したと述べ、その後、2020 年 12 月中旬頃に当社の現役員に渡した可能性があるなどと述べるなど、供述を変遷させているが、いずれにせよ、本件確認書のコピーは手元にないと述べている。柿内氏は、本件確認書のコピーを取った記憶があるが、本件確認書のコピーは手元にないと述べている。なお、a 氏は本件確認書の原本を 4 通作って各自が持ち帰った旨を述べている。

る 2 億 4000 万円を支払うという内容を書面にまとめることで概ね落ち着いた。また、その際に、2000 万円については翌年 3 月末までに、残金は 3 年以内に支払うとすることでも認識が一致した。そして、a 氏は、本件旧役員 3 名に対し、かかる内容を記載した書面を作成するよう指示し、明日 10 時に当該書面を取りに来る旨を述べて、14 時 30 分頃、当社を後にした。

a 氏の退室後、本件旧役員 3 名は、そもそもこのような約束をする必要があるのかという意見もありながら、他方で書面にしないと収まりがつかないだろう等の意見もあり、2 億 4000 万円の内部的な負担割合について議論し、濱村氏が単独で支払う・本件旧役員 3 名が当社の持株比率に応じて支払う・三等分で支払う、などの様々な意見が出された。また、柿内氏からは、自分は本件システム開発事業に対する出資及び韓国投資案件に関与していないので書面にサインはしても支払うつもりはない、そもそも a 氏は 3 名が協力することを求めているのであって本当に金銭を請求してくるつもりない旨の意見が出たものの、結局解決を見ることはなかった。

その後、本件支払約定書については、川瀬氏のノート PC を使用して、本件旧役員 3 名個人が 2 億 4000 万円を支払うこと及び支払条件は 2021 年 3 月末日までに 2000 万円、当該支払い後 3 年以内に残金を支払うことを記載した書面を完成させ、翌日、これを a 氏に交付することを確認して解散した。

なお、川瀬氏のノート PC に保存されていた本件支払約定書の word ファイルは、本件確認書を 1 頁目とする同一の word ファイルの 2 頁目に作成されたものであったが、2020 年 9 月 30 日時点で一旦作成保存された word ファイルは、同年 10 月 1 日に上書きで保存されており、途中段階のデータとしては残っていない。そのため、当委員会では同年 9 月 30 日時点での本件支払約定書の word ファイルの文面を確認することはできなかった。

なお、2020 年 9 月 30 日の本件支払約定書の作成作業について、川瀬氏によれば、川瀬氏が取締役会に参加するために一度解散し（濱村氏及び柿内氏は同日で辞任のため、取締役会には参加していない。）、取締役会が終了した後に再度本件旧役員 3 名が社長室に集まり、インターネット上の参考書式を参照しつつ、3 名で議論の上で上記書面を完成させ

た旨述べている^[20]。また、濱村氏も本件支払約定書の作成作業は3名で行った旨を述べている。これに対し、柿内氏は、自分は本件支払約定書の文面を作成する作業には加わっていない旨を述べている。

この点については、濱村氏及び川瀬氏の2名が2020年9月30日に本件旧役員3名全員で集まって上記書面を作成したと述べていること、柿内氏が関与しないところで柿内氏個人の債務を認める本件支払約定書の作成作業をするとは考えにくいことからして、濱村氏及び川瀬氏の供述どおり、本件旧役員3名全員が社長室に集まり本件支払約定書の文面を完成させた可能性が高いものと考えられるが、当委員会としては柿内氏が本件支払約定書の文面の作成作業に加わっていたかを確定的に認定するには至らなかった。

2 2020年10月1日のやり取り

2020年10月1日午前7時頃、

[REDACTED]

[REDACTED]そこで、川瀬氏は、

上記書面を「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社は貴殿に対して、下記の債務を認識し、支払うことを承諾します。」との記載に変更し、本件支払約定書の案文を完成させた。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

²⁰ 当委員会におけるデジタル・フォレンジックにおいて確認した川瀬氏のノートPCのログによれば、9月30日19時53分に上記書面の基になるWordファイルを操作していること及び同日20時36分から20時52分間に上記書面作成の参考となる書式をインターネットでダウンロードしていることが認められることなど、川瀬氏の供述に沿う客観的資料も検出されている。また、同日20時49分には「200930 支払い確認書」と題するファイルをプリントアウトしていることもログに残っている。

[REDACTED]

その後、2020年10月1日午前10時頃、a氏が当社を訪問した。本件旧役員3名は、本件支払約定書の案文を最終確認した上で、これをプリントアウトしてa氏に提示したところ、a氏は、本件支払約定書の案文の内容について特段意見を述べなかった。そこで、本件旧役員3名は、本件支払約定書の記名の下に署名を行い、その右横に拇印を押した。

なお、この当時、当社の代表印は、[REDACTED]にて保管されており、その他の当社の社印は、[REDACTED]

[REDACTED]で保管されていた。同日に代表取締役となった川瀬氏は、当社の代表印その他社印の保管場所及び保管状況等を認識していなかったが、濱村氏は、[REDACTED]に当社の代表印が保管されていることを認識していたため、川瀬氏が当社の代表印を押すことは物理的には可能であったが、a氏からも本件旧役員3名からも、当社の印鑑を押すかどうか、といった話は一切出なかった。そして完成した本件支払約定書の原本は、a氏が持ち帰った^[22]。

²¹ [REDACTED]

²² 本件支払約定書についてもa氏は原本を4通作って各自が持ち帰った旨を述べているが、本件旧役員3名は、本件支払約定書は1通しか作っておらず、コピーを一切取っていない旨述べている。

なお、この当時、本件旧役員 3 名及び a 氏は、本件支払約定書については、当社にとって表に出すことができない書面であることを共通認識として有していた²³。そのため、本件確認書の作成も含めて、本件支払約定書を作成した事実について、本件旧役員 3 名が当社内で他の役職員に告げるようなことはなかった。

本件支払約定書のコピーも当社内では発見されていないが、当委員会が、a 氏から開示を受けた本件支払約定書のコピーは、以下のとおりである。

【省略】

第 6 本件支払約定書の作成状況及び理由

2020 年 10 月 1 日当時、当社の代表取締役であった川瀬氏は、前回調査委員会の調査対応に疲弊している中で、同年 9 月 30 日に a 氏と面会することになり、[REDACTED] a 氏より、一定時間にわたって責め立てられたことから、かかる状況を早期に抜け出したいと考えたこと、またこのような根拠を欠く支払義務は実際に発生することはないと考えていたこと、柿内氏も a 氏は実際には請求をするつもりはないはずだと述べていたこと、川瀬氏の認識では濱村氏も断固として a 氏の要求を否定するわけでもなくあいまいな態度に終始していたこと、などの理由から、本件支払約定書に拇印を押した旨述べている。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

²³ a 氏は当委員会のヒアリングに対して、本件支払約定書は「当社にとって」表に出せない書面である旨を述べていた。

²⁴ なお、濱村氏及び柿内氏は、2020 年 10 月 1 日当時、既に当社の取締役を辞任していたため、本件支払約定書の作成によって当社が法的に債務を負うか否かという点との関係では、両名の認識は本来問題とならない。もっとも、重要な経緯に関連するため、念のため記載すると、濱村氏は、[REDACTED]

a 氏から話題に出されることはなく、川瀬氏及び柿内氏からこれを話題に出すこともなかった。

2 2020年10月17日の会食

川瀬氏は、2020年10月17日正午頃、柿内氏から呼び出しを受けて、柿内氏及びa氏と会食を行った。

川瀬氏は、a氏より、2000万円で当社株式の管理銘柄の指定の解除の支援が実施できる旨の提案を受けた。他方で、川瀬氏によれば、本件確認書及び本件支払約定書に関しては、a氏から話題に出されることはなく、川瀬氏及び柿内氏から話題に出すこともなかった。

川瀬氏によれば、上記会食が終了しa氏と別れた後、柿内氏より、a氏の上記提案を受け入れた方が良いとの説明を受けたが、川瀬氏は後日、a氏に対して上記提案を謝絶することを伝えたとのことである。

3 2020年11月12日の会食

川瀬氏は、2020年11月12日午後8時頃、柿内氏から呼出しを受けて、柿内氏及びa氏と会食を行った。

川瀬氏は、a氏より、当社に業務提携先を紹介するとの提案を受けた。また、川瀬氏及び柿内氏は、a氏より、本件支払約定書に関して、2020年のうちに少しでも返済を行うよう求められた。

この点についてのa氏の行動は、川瀬氏のみならず柿内氏に対しても支払を求めていることからすれば、当社（会社）ではなく、本件旧役員3名の個人に対して請求をしていたものであると認められる。

川瀬氏は、このようにa氏から支払についてプレッシャーをかけられながら当社の代表取締役を務め続けることは無理であると感じ、また、前回最終報告書の後の日本取引所自主規制法人との面談において、前回不祥事案件を受けた社内体制として自分がトップにいることは望ましくないと感じるようになっていたことも相俟って、上記会食が終了しa氏と別れた後、柿内氏に対し、当社の代表取締役を辞任する可能性があること及び後任として福島氏を検討していることを説明した。なお、川瀬氏がこの時点で本件支払約定書の件を福島氏に伝えたという事実は認められていない。

4 2020年11月26日の会食

濱村氏は、2020年11月26日昼頃、柿内氏から呼出しを受けて、柿内氏及びa氏と面会を行った。

当該面会では、濱村氏及び柿内氏の近況や今後についての話がされた。他方で、本件確認書及び本件支払約定書に関しては、a氏から話題に出されることはなく、濱村氏及び柿内氏から話題に出すこともなかった。

5 2020年12月4日から同月8日にかけての電話のやり取り

2020年12月に入った後、濱村氏は、柿内氏から電話を受け、a氏が本件支払約定書に係る支払義務の弁済として、同年中に1000万円を支払うよう求めていることを伝えられた。

そこで、濱村氏は、2020年12月4日、川瀬氏に電話し、上記のa氏の要求を伝えた。これに対し、川瀬氏は、濱村氏に対し、本件支払約定書は濱村氏の問題であり、濱村氏が解決すべきであること及び自分が支払を行うことはできないことを伝えた。

その後、川瀬氏は、2020年12月8日、濱村氏の要請を受けて、柿内氏に電話し、上記1000万円の支払いについて話し合った。かかる話し合いの中で、柿内氏が上記1000万円については、個人ではなく会社が支払えばいいのではないかと打診してきたため、川瀬氏はそのようなことができるはずがないとして、これを拒否した。その後、同日中に川瀬氏は柿内氏から電話を受け、同月21日にa氏、濱村氏、柿内氏及び川瀬氏の4人で会うことになった旨を告げられた。

第8 川瀬氏の辞任（2020年12月15日）

1 本件支払約定書の作成の発覚（2020年12月8日）

本調査では、2020年12月8日までの間に、本件確認書及び本件支払約定書を作成した事実が旧役員3名以外の当社の役職員に対して知らされていた事実は見当たっていない。この点、川瀬氏は、本件確認書及び本件支払約定書を作成した後も、これらの書面はあくまで本件旧役員3名が個人として作成した書面であり、また、本件旧役員3名及びa氏の4名の間で密約であると認識していたため、本件確認書及び本件支払約定書の存在を当社の役職員に知らせることはなかった旨述べている。

[Redacted text block]

2 川瀬氏の取締役辞任

[Redacted text block]

川瀬氏は、2020年12月14日、当社の全取締役及び全監査役に対し、本件支払約定書の存在や書面を作成するに至った経緯等について説明し、

本件支払約定書の Word データを共有した。そして、当社は、同日、日本取引所自主規制法人及び A に対しても本件事案を報告した。

当社は、2020年12月15日、急遽、臨時取締役会を開催し、本件事案について審議した結果、川瀬氏の行為が取締役としての善管注意義務及び忠実義務に反するものであるとして、川瀬氏を取締役辞任を求める旨を決議し、川瀬氏はこれを受け入れて取締役を辞任した。

第9 Aによるヒアリングの実施（2020年12月15日）

1 Aによる本件旧役員3名及びa氏に対するヒアリングの要請

当社の第2四半期報告書は、2020年12月15日が提出期限となっていたところ、Aは、上記の本件事案についての報告を受けて、当社の第2四半期報告書の提出に当たり、本件支払約定書等の存在が前回不祥事案のような「不正の端緒」であることを危惧するとともに、本件支払約定書に基づく債務が当社に帰属しているのではないかとの懸念を有した。

そこで、Aは、当社に対し、四半期レビュー報告書を提出するための確認を行うため、本件旧役員3名及びa氏²⁵に対するヒアリングを要請した。

このような流れを受けて、川瀬氏は、濱村氏及び柿内氏に対し、本件確認書及び本件支払約定書の存在が明るみになった旨を説明し、Aからのヒアリングを受けるとともに、Aに本件支払約定書は当社が債務を負担するものではない旨を説明するよう依頼した。また、川瀬氏は、濱村氏を通じてa氏に対しても、Aからのヒアリングに応諾するよう依頼することを考え、濱村氏に対し、その旨要請したものの、濱村氏から自分ではなく柿内氏に要請してほしい旨の回答を受けた。

そこで川瀬氏は、柿内氏に対し、a氏にも同様に、Aからのヒアリングに応諾するとともに、当社への債権はない旨を回答するよう依頼することを要請したところ、柿内氏は、そのようなことは無理である旨当初は拒絶したものの、結局、a氏に連絡し、Aからのヒアリングに応諾するよう要請した。

²⁵ なお、Aは、当社の常勤監査役であるという理由から、大津氏に対しても電話によるヒアリングを実施したが、大津氏は、川瀬氏から聴取した内容を説明するとともに、本件事案以外に不正の端緒は確認できていないこと、当社の監査役としての見解は、他の監査役と協議の上で報告することを説明したとのことである。

2 濱村氏による a 氏に対する電話連絡とショートメールのやり取り

上記のとおり、濱村氏は、川瀬氏の要請を拒絶したが、実際には、同日、a 氏に電話をかけ、A からのヒアリングに応じてほしいと依頼した。

これに対し、a 氏は、濱村氏に対し、本件支払約定書のとおりには支払義務を履行すると約束するのであれば、A からのヒアリングに応じる旨を述べて、かかる内容が記載された携帯電話のショートメールを送るよう要求した。

そこで、濱村氏は、以下のとおり、a 氏に対し、「上場維持後ハイアス株の売却が出来ましたら諸処の同義的責任分として 3000 万円用意致します。タイミングは 3 月の窓売却後となります。よろしくお願ひします。」(原文ママ)とのショートメールを送信したところ、a 氏からすぐに折り返しの電話があり、「そもそもの話と違う。」などと言って、ショートメールの内容を受け入れなかった。そこで、濱村氏は、改めて、「ハイアスより 3 年で計 2.4 億円遵守させたいと思います。」という内容のメールを送信したところ、a 氏から、「再度確認ですが、濱村、川瀬、柿内の全保証である認識で良いですね！」との返信がなされた。

【省略】

3 本件旧役員 3 名及び a 氏に対するヒアリング結果

2020 年 12 月 15 日、A が本件旧役員 3 名に対し電話でヒアリングを実施したところ、本件旧役員 3 名全員が、本件支払約定書について、当社が支払義務を負担するものではないとの回答をした。

また、A が a 氏に対し電話でヒアリングを実施したところ、a 氏は、「あくまで役員個人としての問題である。」「ハイアスへの債権認識はない。」旨を回答した。

4 四半期レビュー報告書の提出と決算開示の個別注記

上記の経緯について、当社は、顧問弁護士の見解として、本件支払約定書に基づき当社が何らかの支払義務を負うとしても、その金額は 3000 万円に留まるという法的整理はあり得る旨の見解を示された。

これを踏まえて、当社は、本件支払約定書に係る支払義務に関する引当金を計上することはせず、第 2 四半期報告書の注記事項に偶発債務の可能性に関する記載を行うこととした。

そして、A は、上記のヒアリングや顧問弁護士の見解等も踏まえて、当社において不正による重要な虚偽の表示の疑義が顕出されなかったこと及びその他の不正を示唆する取引の顕出がなかったこと、本件支払約定書に基づく債務が当社に生じる可能性は高くないと判断でき、貸借対照表に引当金を計上するまでの必要はないとする当社の処理に合理性があると判断できたこと等の理由から、2020年12月15日、当社に対し四半期レビュー報告書を提出した。

第 10 濱村氏及び柿内氏による a 氏への支払い

前記のとおり、2020年12月8日に川瀬氏は柿内氏から電話を受け、同月21日に a 氏、濱村氏、柿内氏及び川瀬氏の4人で会うことになった旨告げられていたが、同日に参加したのは濱村氏、柿内氏及び a 氏の3名のみであり、川瀬氏は同人らとの面会を拒否し、参加しなかった。

濱村氏、柿内氏及び a 氏は、当該面会において、濱村氏及び柿内氏の近況や本件旧役員3名がいくらの金額を負担するか等についても話をした。

濱村氏は、同日夜、柿内氏から連絡を受け、a 氏から本件支払約定書に係る支払義務の弁済として年内に1000万円を支払うよう求められている件について、濱村氏が500万円、柿内氏が100万円、川瀬氏が400万円となったこと、翌22日に a 氏に上記金銭を現金で交付することになったことを説明された。

濱村氏は、2020年12月22日は予定が入っており、a 氏に直接上記金銭を交付することができない状況にあったことから、柿内氏を通じて支払う旨回答した。そして、濱村氏は、同日、柿内氏の銀行口座に500万円を送金した。

柿内氏によれば、翌23日、柿内氏は a 氏に対し、自身の負担分である100万円と上記500万円の合計600万円を現金で手渡したとのことであり、a 氏も同じ内容を述べている。なお、当委員会は柿内氏より、a 氏が作成したとする、但書を「2020年10月1日付 支払約定書による一部金として」と記載された上記支払いに関する領収書の写真の提供を受けた。

濱村氏によれば、濱村氏は、本件支払約定書には法的根拠がないため、当社としても個人としても本件支払約定書に係る支払義務を負うことはない旨考えていたが、b氏に対し本件システム開発事業への出資者としてa氏を紹介した際に、b氏より紹介手数料として500万円を受領した経緯があったため、500万円という金額であれば、a氏に対し金銭を支払うのもやむを得ないものと考え、上記支払いを行ったとのことである。

柿内氏によれば、柿内氏は、上記のとおり、本件システム開発事業への3000万円の出資及び韓国投資案件のいずれにも自身が関与していないため、本件確認書及び本件支払約定書を作成したとしても、a氏が自分に多額の請求をすることはないと予想しており、仮に当社の取締役であったこと責任を問われたとしても、1000万円から2000万円程度の支出にとどまるものと考えていたところ、100万円という金額であれば、上記の範囲内に収まっていることから、上記支払を行ったとのことである。

第11 2011年9月15日付け覚書の発覚（2020年12月28日）

2020年12月23日の臨時株主総会をもって監査役を辞任した大津氏は、同月28日、自宅において2011年9月15日付け覚書の原本を発見した。大津氏によれば、大津氏は、同日、自宅の大掃除をしている中で、机の引き出しの中から、2011年9月13日付けで大津氏が当社持株会へ同人保有の株式250株を譲渡する旨の株式譲渡契約書、2011年9月16日付けで当社の個人株主2名が大津氏へ同人ら保有の株式各10株ずつを譲渡する旨の株式譲渡契約書とともに、2011年9月15日付け覚書を発見したとのことである。大津氏は、2011年9月15日付け覚書を発見した後、当社に対し、その旨を報告し、2011年9月15日付け覚書の原本を交付した。

当委員会は、本件支払約定書作成の背景事情となった本件協定書に関連する重要な書類である2011年9月15日付け覚書が、当社の社内ではコピーすら保管されていないなかで、このタイミングで監査役の自宅から原本が発見されるという通常とは言い難い状況に鑑み、2011年9月15日付け覚書は偽造されたものである可能性、あるいは全く別の時期に作成された可能性もあり得ると考え、その真正性については慎重に検討を行った。そうしたところ、当委員会が実施したデジタ

ル・フォレンジック調査において、濱村氏の Google Drive のマイドライブ内のデータを確認した結果、2011年9月15日付け覚書の基になったと考えられる Word データが確かに2011年9月当時に作成されていることが判明した。また、当委員会が目視した限りでは2011年9月15日付け覚書の原本には特段不自然な点は認められなかった。さらに、a氏に対して2011年9月15日付け覚書のコピーを提示したところ、a氏は、覚書の締結について「何となく覚えている」「建前で作成したものであって意味はない」旨を述べ、2011年9月15日付け覚書の作成自体について否定をする態度を示さなかった。

以上を踏まえ、本委員会としては、2011年9月15日付け覚書は、2011年9月の当時に当社とD社との間で真正に作成されたものであると判断した。

第12 本件事案に関する社内調査委員会の設置の経緯及び顧問弁護士によるa氏に対するヒアリング

1 本件事案に関する社内調査委員会の設置の経緯

(1) 調査委員会設置の公表の見送り

当社は、2020年12月14日に本件事案を把握した後、直ちに調査委員会を設置して調査を行うとともに、かかる事実を公表することを検討した。

しかしながら、2020年12月22日、当社は、顧問弁護士より、本件事案は紛争事案であり、a氏に対し債務を負担しているのかを確認し、債務を負担していないのであれば、a氏から支払約定書を回収するなどの防御策を講じるべき事案であって、調査委員会の設置を公表することによって相手方であるa氏あるいは関係者を刺激した場合に当社の紛争対応の観点からデメリットが生じる可能性があるとして説明を受けたことから、当該説明を踏まえて、調査委員会の設置は引き続き検討をするものの、かかる事実を公表することは見送ることとした。

そして、同日、当社は、日本取引所自主規制法人に対し、調査委員会の設置は引き続き検討をするものの、かかる事実を公表することは見送る旨を連絡した。

(2) 社内調査委員会の設置

当社は、2020年12月22日以降も引き続き調査委員会の設置について検討を進め、委員の構成、調査の範囲について慎重に議論した結果、2021年1月4日付けの臨時取締役会にて、社内調査委員会の設置を決議した。なお、社内調査委員会の委員は、当社の取締役、執行役員及び顧問弁護士で構成されることとなった。

2 顧問弁護士による a 氏に対するヒアリング

(1) 電話による聴取

また、当社は、社内調査委員会の設置以前から、a 氏との間で、本件支払約定書の回収等に向けた交渉を行うことを決め、顧問弁護士を通じて、2020年12月25日以降、a 氏との接触を試みた。しかしながら、電話が繋がらない等の理由で、a 氏となかなか接触をすることができなかったところ、社内調査委員会の設置後の2021年1月8日、a 氏と電話で連絡を取ることができた。

当該電話の中で、顧問弁護士が、2億4000万円についての a 氏の認識を質問したところ、a 氏は、本件支払約定書は当社ありきの話であり、3名だけでなく当社も債務を負っていると考えている旨を回答した。これに対し、顧問弁護士が、A に対する「当社への債権認識はない。」旨の説明は事実ではないということかと質問したところ、a 氏は、要望があったのでそのように回答しただけで事実ではない旨を述べたとのことである。

また、顧問弁護士らが、a 氏が A に説明した内容を前提に、本件支払約定書を返還することの可否を尋ねたところ、a 氏は、これを拒否した。

(2) 面会によるヒアリング

上記電話の後、顧問弁護士は、2021年1月22日、a 氏と直接会ってヒアリングを実施した。

当該ヒアリングの中で、a 氏は、顧問弁護士に対し、本件支払約定書に当社の代表印が押されていないなど形式面の不備があることは認識しているが、本件支払約定書は当社ありきの話であって、当社も本件支払約定書記載の債務を負っていると認識している旨述べた。

また、a氏は、顧問弁護士に対し、Aに対して行った「ハイアスへの債権認識はない。」旨の説明は、濱村氏及び柿内氏から依頼されたために、自らの認識に反した回答を行った旨述べた。その上で、今後、当社に対して実際に本件支払約定書に係る支払を求めるかについては、今後の状況を見て考える旨述べた。

(3) 社内調査委員会による報告書の提出

社内調査委員会は、本件旧役員3名、大津氏、福島氏及びa氏に対する各ヒアリング等を踏まえて、2021年1月28日、当社に対し、本件支払約定書に係る債務の存否に関する報告書を提出した。

以上の経緯を経て、当社は、第1章第1記載のとおり、2020年2月4日付けで当委員会を設置するに至ったものである。

第3章 上記で認定された事実に関する法的評価（本件支払約定書に係る当社の債務負担の存否）

第1 a氏の当社に対する請求権を基礎づける法律構成について

以上で認定された事実を踏まえ、本件支払約定書に基づいて、当社が債務を負担するか否かについて、以下詳述する。

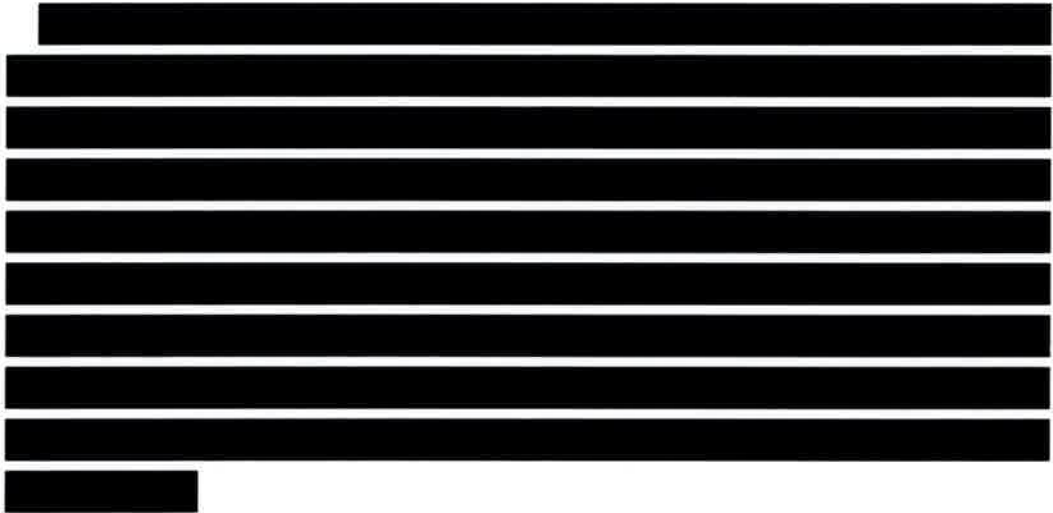
a氏が本件支払約定書を前提に当社に対する金銭請求を行う上で考えられる法律構成としては、

- ①更改契約もしくは準消費貸借契約に基づく請求権
 - ②和解契約に基づく和解金請求権
 - ③無名契約（合意）に基づく金銭請求権
- などを主張することが考えられる。

しかしながら、本件支払約定書の法的性質が、更改契約もしくは準消費貸借契約であるとすれば、旧債務が不存在であることから認められないと解されること（後述「2」）、和解契約であるとすれば紛争性や互譲性に欠けるため認められない疑念があること（後述「3」）、上記のいずれの法律構成を取るにせよ、本件の事実関係からすれば、本件支払約定書に係る当社による意思表示の存在が認められる可能性が乏しいものと解されること（後述「4」）からすれば、本件においては、本件支払約定書に記載されたa氏の当社に対する2億4000万円の債権は、その全額について法的に認められない可能性が高いと考えられる。

加えて、当社の抗弁となり得る事情として、①a氏が、代表権の制限（会社法第349条第5項）の「善意の第三者」に該当しないとして、取引の無効を主張すること、②a氏が、法定の決議を経ていないこと（会社法第362条第4項違反）について悪意又は有過失であることが明らかであるとして取引の無効を主張すること、③民法第107条類推適用により無権代理となる可能性、④民法第90条の公序良俗違反（暴利行為）による無効の可能性、⑤心裡留保につき相手方有過失による無効（民法第93条第1項ただし書）の可能性、⑥共通錯誤による取消し（民法第95条第1項第2号、第3項第1号及び第2号）の可能性、⑦a氏の強迫行為による取消しの可能性（民法第96条第1項）が考え得るところであり（後述「5」）、a氏の当社に対する請求権を否定する根拠となり得るものと考えられる。

以下、これらの主張について詳述する。



第 2 本件支払約定書の法的性質が、更改契約もしくは準消費貸借契約であるとすれば、旧債務が存在しないため効力を有しないと解されること

- 1 本件支払約定書の文面からすれば、本件支払約定書の法的性質は、更改契約もしくは準消費貸借契約であると解される可能性が高いと考えられること

本件支払約定書には「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社は貴殿に対して、下記の債務を認識し、支払うことを承諾します。」と記載されており、「債務を認識」することが約定の要素となっている。

a 氏が当社に対する金銭請求を行う上で、請求原因事実をどのように整理して法律構成をするかは不明であるが、客観的な原因証書たる本件支払約定書の文理を旨とする当事者の合理的な意思解釈からすれば、本件支払約定書の法的性質は、もともと既存の債務が存することを前提とする契約、すなわち、更改契約もしくは準消費貸借契約であると解するのが自然かつ合理的であるとも考えられる。

- 2 旧債務が存在しない場合、準消費貸借契約に基づく請求権の効力は生じないこと

更改契約は旧債務がもともと存在しないのであれば無効であり、新債務も成立しない（大審院判決大正 8 年 3 月 7 日民録 25 輯 405 頁）。また、準消費貸借契約は、既存の旧債務の存在を前提とするものであるか

ら（民法第 588 条）、目的とされた旧債務が存しない場合にはその効力を生じない（加藤新太郎「契約の無効・取消（改訂版）」223 頁）^[26]。

このように、いずれの構成においても、旧債務が不存在であることが認定されれば、これを基本契約とする更改契約もしくは準消費貸借契約に基づく請求が認められないことには異論のないところである。

3 本件における旧債務の存否について

本件支払約定書に記載されている 2 億 4000 万円の債務の原因については、a 氏は、大要、以下の 2 点を主張するものと考えられる。

①D 社が本件システム開発事業に関する G 社への投資によって、3000 万円の損失を被っており、仮に当社へ同額を出資していれば何倍にもなっていたこと

②韓国投資案件に関するトラブルで [REDACTED] おり、上記金銭の支払いにはその際の [REDACTED] が含まれていること

しかし、上記①及び②は、以下に述べるとおり、いずれも旧債務を構成するものとは言えないと考えられる。

(1) 本件システム開発事業に関する D 社の当社に対する債権は在せず、更改契約及び準消費貸借の旧債務を構成しないこと

まず、D 社が本件システム開発事業に関する投資を行い、その開発が頓挫したことによって D 社が 3000 万円の損失を被ったことが仮に事実としても、その 3000 万円を D 社が当社に対して請求できる法的根拠は直ちには認め難い。この点について、当委員会が a 氏に対してかかる請求の根拠を尋ねたところ、a 氏の回答は、3000 万円は当社ではなく G 社に支払ったとする一方で、そもそも 3000 万円は当社の株式に投資をしたつもりであると述べるなど、合理的な回答は一切得られなかった。したがって、D 社が本件システム開発事業による 3000 万円を当社に対して請求できる根拠自体が不明といわざるを得ない。

²⁶ 旧債務の存否については、準消費貸借契約の効力を主張する者が旧債務の存在について主張立証責任を負うものではなく、旧債務の不存在を理由に準消費貸借契約の効力を争う者において、その事実の主張立証責任を負うものと解される（最判昭和 43 年 2 月 16 日民集 22 卷 2 号 217 頁）。

次に、前述のとおり、a氏が代表取締役を務めているD社と当社との間では、2011年9月15日付け覚書の第2項によって、D社と当社との間で本件協定書を合意解約するとともに、債権債務が無いことが双方当事者間で確認されていることが認められる。2011年9月15日付け覚書には、当社及びD社の記名とともに、両社の社印が押捺されており、その成立の真正が認められることも前述のとおりである。そして、これも前述のとおりであるが、a氏が代表取締役を務めるF社と当社との間での2011年9月1日付け業務委託契約書を締結する代わりに、2011年9月15日覚書においてD社と当社との間の債権債務関係を清算する旨が約されたものとみるのも不自然でないと考えられる。そうだとすれば、2011年9月15日付け覚書の記載のとおり、当社とD社との間で、D社が本件協定書の関係で3000万円の損失を被ったことについては、法的には既に解決済みとなっていたものと解することにより強い根拠があると言える。

さらに言えば、本件支払約定書の宛名は、a氏個人となっているところ、a氏個人に対して、当社が本件システム開発事業に関して債務を負うことを裏付ける証拠は存しない。

そして、実際に、2011年9月15日付け覚書の作成以降、2020年9月30日の面談に至るまでの間、D社もしくはa氏が、この3000万円の損失を被ったことに関連する債権について、当社ないし本件旧役員3名に対して具体的な請求を行ったことを裏付ける証拠は認められない^[27]。

以上からすれば、a氏が本件支払約定書の法的性質を更改契約もしくは準消費貸借契約と構成した場合、同契約の旧債務の一つとしてa氏が主張するものと思われる、「D社が、G社との契約によって3000万円の損失を被ったことによる当社に対する請求権」については存在するとは認め難い^[28]。

²⁷ なお、本件支払約定書作成当時、川瀬氏及び柿内氏は、2011年9月15日付け覚書を認識していなかったと述べ、濱村氏は失念していた旨を述べるが、このことは、準消費貸借契約の旧債務が存在しないとの法的判断を導く上では直接的に影響するものではないと考えられる。

²⁸ なお、仮にG社の件に関し、当社がD社（旧C社）に対するして負担する何らかの債務が残存していたとしても、本件協定書を締結した2005年から既に15年以上の期間が経

(2) 韓国投資案件に関する債権は存在せず、準消費貸借の旧債務を構成しないこと

確かに、2005年7月頃に端を発する韓国投資案件に関するトラブルで、某都内のホテルに呼び出された濱村氏及び川瀬氏が複数の男らに取り囲まれ、投資を中止した理由を説明するよう威圧的な口調で問い詰められ続けたこと、及び、a氏が相手方と話がついた旨を告げ、濱村氏及び川瀬氏がその場を退室したという経緯は、関係者の概ねの供述が一致することから事実であると認められる。しかしながら、某都内のホテルで濱村氏及び川瀬氏の窮地を救ったことが事実としても、そのことが金銭請求権の成立に繋がるとは言い難い。

また、前述のとおり、a氏は、某都内のホテルでのやり取りに関連して、後日、韓国の不動産業者又はその協力者らが、a氏が経営する会社を訪れるなどしたため、これを解決するために、同人らに対し協力者を通じて約1000万円を支払った旨を述べているが、a氏の供述以外に、かかるやり取り及び支払事実を裏づける証拠も存在せず、このような事実が実際に存在したものと認めることはできない。

そして、実際に、上記トラブル以降、a氏が、韓国投資案件に関するトラブルを解決したことに関連して、2020年9月30日の面談に至るまでの間、当社ないし濱村氏及び川瀬氏に対して、具体的な金銭の要求を行った事実は認められない。

以上からすれば、a氏が本件支払約定書の法的性質を更改契約もしくは準消費貸借契約と構成した場合、同契約の旧債務の一つとしてa氏が主張するものと思われる、韓国投資案件のトラブルに関して濱村氏及び川瀬氏を救出したこと等の対価についても、法的には認められるものではなく、更改契約もしくは準消費貸借契約の旧債務を構成するものとはならないと考えられる。

過していることから、当該債務の消滅時効が完成しているとして、消滅時効を援用する旨の意思表示を行うことで債務消滅している旨を主張することも考えられる。しかしながら、承認による時効の更新（民法第152条）は意思表示まで要せず觀念の通知で足りると解されることから、上記消滅時効の援用に対しては、本件支払約定書をもって、権利承認によって時効が更新したとみられる可能性があることを付記しておく。

(3) 小括

以上からすれば、a氏が、本件支払約定書に基づく当社に対する請求権の法的性質を、更改契約もしくは準消費貸借契約と構成した場合、旧債務が存しないと解されることから、a氏による当社に対する2億4000万円の請求は、その全額について認められない可能性が極めて高いものと考えられる。

第3 和解契約と解するには紛争性及び互譲性の疑念があること

和解契約は「当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約する」ことよって成立するものであり（民法第695条）、当事者間に争いがあること、当事者が互いに譲歩すること、争いをやめることを約することを要するものである。

しかしながら、上述したとおり、当社は、D社に対して旧債務を負担しておらず、ましてや、a氏個人に対しては具体的な債務を負担していたことがなかったのであるから、本件支払約定書をもって、債務を負担していなかった当社が一方的に債務を負担するような合意は、「当事者が互いに譲歩」したものとは認められず、互譲性の要件を欠き和解契約として認められない可能性があるものと考えられる。

第4 無名契約（合意）に基づく金銭請求との法律構成においても、本件支払約定書に係る当社のa氏に対する意思表示の存在が認められる可能性が乏しいものと解されること

我が国の民法においては、いわゆる約因（Consideration）が存しなくても契約の有効性が認められ得ることが前提となっているため、a氏の当社に対する主張としては、前述した法律構成のほか、旧債務の存在とは無関係に創設的に債務を発生させる旨の無名契約（合意）に基づく金銭請求が考えられる。

しかしながら、a氏が当社に対する金銭請求を行う上で、無名契約に基づく金銭請求や、その他いずれの法律構成がとられるにせよ、本件支払約定書に関する「当社の」意思表示が存在したか否かが問題となる。

以下、a氏の当社に対する請求権が認められる方向に働く要素である、本件支払約定書の文面、本件支払約定書を川瀬氏自らが作成したこと、事後の濱村氏によるショートメッセージの存在などの事情を抽出したう

えで、本件支払約定書に関する「当社の」意思表示が存在したかについて詳論する。

1 本件支払約定書の文面及び作成者

本件支払約定書には「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社は貴殿に対して、下記の債務を認識し、支払うことを承諾します。」と記載されており、文理上、当社が、本件支払約定書の当事者となるかのような文面となっている。

そして、本件支払約定書の文面を作成起案したのは、本件支払約定書を作成した時点で当社代表取締役であった川瀬氏であった。川瀬氏によれば、本件支払約定書の作成日前日（2020年9月30日）に作成した文面では、a氏に対して債務を負担する主体は本件旧役員3名であって、当社を当事者とするかのような記載はなかったとされるが、2020年10月1日午前7時頃、

川瀬氏自らも個人で責任を負担しない方向に働くのであれば特に異存はないと考え、上記書面を「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社は貴殿に対して、下記の債務を認識し、支払うことを承諾します。」との記載に変更し、本件支払約定書の案文を完成させたものと認められる。

そして、当委員会のヒアリングにおいても、本件支払約定書の相手方当事者であるa氏は、「支払約定書は会社ありきの話であり、3名だけでなく会社も債務を負っていると考えている。誰からでもよいが、2億4000万円はきっちり支払ってほしいと考えている」という旨を供述している。

これらの事情は、本件支払約定書について、当社の意思表示の存在を基礎づける方向に働く事情といえる。

2 川瀬氏ほか本件旧役員3名の認識

しかしながら、以下の事実からすれば、川瀬氏はもとより、本件旧役員3名の誰にも、本件支払約定書による債務負担を当社（法人）に効果帰属させる意思は存しなかったものと解される。

まず、前述したとおり、川瀬氏としては、当社がa氏に対して負担しなければならない債務など存在せず、そもそもa氏の要求は個人・法人

に対してを問わず全く根拠を欠くものと考えていたのであるから、川瀬氏の意図として、当社に対して債務を負担させる意思を見出し難い。

そして、本件支払約定書の客観的な形式面で指摘すべき重要な事実として、本件支払約定書には、当社の名称「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社」が記載されているとはいえ、当社の法人印が押捺されていない。また、川瀬氏の肩書である「代表取締役」という記載も付されていない。この点、本件支払約定書の作成に際して、本件支払約定書の作成日前日である2020年9月30日に代表取締役に就任したばかりの川瀬氏は、本件支払約定書を作成した同年10月1日時点において、会社印の在処を知らなかったとはいえ、前任の濱村氏に問い合わせればいつでも押印できる状況にあったにもかかわらず、その場にいる誰からも会社印を押印する話が出されず、当社の会社印を押捺する意思はもとより存在しなかったことが認められる。そして濱村氏及び柿内氏のインタビューによっても、両名が川瀬氏をして会社印を押捺させる意思も全くなかったことが認められる。

加えて、仮に本件旧役員3名が、個人ではなく、当社に効果帰属させる意思があるのであれば、形式においても代表取締役の川瀬氏が中核に据えられてしかるべきところ、本件支払約定書においては、既に取り締役でない濱村氏、代表取締役の川瀬氏、既に取り締役でない柿内氏の順に記名されており、代表権を有する川瀬氏を重視することなく、本件旧役員3名が並列に記載されている。

なお、2020年10月1日になって、川瀬氏が、本件支払約定書に「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社は貴殿に対して、下記の債務を認識し、支払うことを承諾します。」という記載をした理由は、川瀬氏が供述しているとおり、
川瀬氏自らも個人で責任を負担しない方向に働くのであれば、特に異存はないということで従ったためであって、川瀬氏は、当社に債務を負担させる積極的な意図はなかったものと考えられる。

そして本件支払約定書の作成当時の認識に関する本件旧役員3名の各供述は、2億4000万円の支払義務というのは個人の問題であり、当社は無関係だという点について一貫して一致している。

3 a 氏の本件支払約定書作成時点の認識

以上に加え、さらに、本件支払約定書作成時点における相手方当事者の a 氏の主観面も検討しておく。

この点、本件支払約定書は、一方が相手方に対して書面を差し入れる形式であるが、本件支払約定書に基づく法律関係に関して、当事者の合理的な意思を解釈するためには、本件支払約定書作成時点の相手方当事者である a 氏の主観面も考察することが相当である。

まず、本件支払約定書を受け取った a 氏においても、本件支払約定書作成当時、当社の代表取締役である川瀬氏に対して、当社による押捺を促した事実すらなかった。このことは当委員会のインタビューにおいても、a 氏本人が自ら認めているところである。

a 氏が代表取締役を務めていた会社と当社との法人同士の従前の契約においては、当然のことながら、双方当事者に法人印が押捺されており、例外は見当たらない。しかしながら、本件支払約定書には当社の社印がなく、本件旧役員 3 名の「拇印」のみが押捺されている。このような本件支払約定書の形式的な体裁自体が、外形的に見て極めて異例というほかになく、長年にわたり会社経営者として実績を有する a 氏が、かかる異常な形式をもって本件支払約定書を受け容れた事実自体、当社（法人）に効果帰属させる意思が、当の a 氏にも存しなかったことは強く推認される。

また、a 氏は、2020 年 12 月 15 日、A の電話によるヒアリングに対して、「あくまで個人としての問題である」「ハイアスへの債権認識はない」旨を回答している。a 氏がこのように回答した理由について、a 氏は、本件旧役員 3 名から、本件支払約定書記載の債務は当社が負担している債務ではないと回答してほしいとの依頼があったために、A の意見が出されるよう、自らの意思に反して回答した旨を述べている。しかしながら、a 氏において、本当に当社に対する 2 億 4000 万円の支払債務を認識しているのであれば、A に対して、むしろ自らの権利を主張し、適切に財務諸表に計上すべきものと回答したはずであるところ、そうではなく A に対して債務が存しないと説明していること自体、真意として a 氏は当社に対する請求権がないと認識していることを推認させる事実といえる。

その他、本件確認書及び本件支払約定書が 2020 年 9 月 30 日及び同年 10 月 1 日に a 氏及び本件旧役員 3 名のみでの話し合いの場で内容や条件

を決定されたものであること、この過程において、a氏が当社の内部手続の要否を確認することがなかったこと、a氏は、本件支払約定書については、当社にとって表に出すことができない書面であることを認識していたことなども併せ鑑みれば、a氏は、本件支払約定書が当社の意思表示なく作成された経緯を、当事者として熟知していたと評価できる。a氏は、代表取締役である川瀬氏が、法人印を押捺する気がなく、代表取締役の肩書も付すつもりもないことを認識し、a氏においても本件支払約定書に法人印を押捺させる意思もなく、当社の意思決定なく作成されてきた経緯を当事者として熟知しながら本件支払約定書をそのまま受理したものである以上、本件支払約定書作成時点において、a氏も、当社が本件支払約定書の意味表示の主体とは考えていなかったものと評価するのが相当と考えられる。

4 濱村氏によるショートメッセージについて

濱村氏は、本件支払約定書の作成後である2020年12月15日、「ハイアスより3年で計2.4億円遵守させたいと思います。ご支援よろしくお願ひします。」という文面のショートメッセージ（以下「本件ショートメッセージ」という。）をa氏に対して送信している。そして、a氏が「再度確認ですが、濱村、川瀬、柿内の全保証である認識で良いですね！」と質問したことに対して、濱村氏は「そのように言い聞かせます。よろしくお願ひします。」という旨のショートメッセージを送っている。本件ショートメッセージの文面は、当社が主たる債務者として主債務を負い、本件旧役員3名が当社の主債務を保証することを前提としているように読み得る。

しかしながら、濱村氏いわく、濱村氏がa氏に本件ショートメッセージを送った理由は、当社の上場廃止を回避すべく、Aにレビュー報告書を提出してもらうためにはa氏の協力が不可欠な状況下で、a氏から、当社が2億4000万円の債務を負担していない旨についてAに回答する条件として、2億4000万円の支払を確約するよう求められ、濱村氏が、「上場維持後ハイアス株の売却が出来ましたら諸処の同義的責任分（原文ママ）として3000万円用意致します。タイミングは3月の窓売却後（原文ママ）となります。よろしくお願ひします。」という文面の1通目のショートメッセージを送ったところ、a氏から、話が違うなどと問い詰められたからとのことであった。

つまり、本件支払約定書に関する濱村氏の認識が如実に現れている 1 通目のショートメッセージは、当社ではなく、専ら「濱村氏個人」が債務を負担するものと認識していたことと整合するものと評価できるものである。

また、当社の上場廃止を回避すべく、A にレビュー報告書を提出してもらうためには a 氏の協力が不可欠であるという状況下で、a 氏の求めに応じて本件ショートメッセージを送ったという上記経緯に照らせば、濱村氏がその場をやり過ごすためやむなく自己の意思に反する内容の本件ショートメッセージを送った可能性も否定できず、本件ショートメッセージの文面のみによって、濱村氏、ましてや代表取締役である川瀬氏が当社に債務を負担させる意思を有していたと認定することはできない。

しかも、本件ショートメッセージを送ったのは、代表取締役の川瀬氏ではない。濱村氏は、本件支払約定書作成当時、取締役を既に辞任しており当社における権限を有しない者であって、かつこの旨を a 氏は熟知していたものであるから、本件ショートメッセージは、当社における何らの権限も有しない者により作成されたものであったことは明らかであり、かつ、本件ショートメッセージの発信をもって、当社の無権代理行為の追認や当社の新たな債務負担行為を生じさせるようなものではない [29]。

5 小括

以上より、本件支払約定書に記載された文言を字義通りに解釈すれば、当社が合意の当事者であるかのような文面となっていることは否定できず、しかも、その文面を川瀬氏が作成したことも事実である。しかしながら、本件支払約定書の作成時点においては、形式的にも実質的にも、本件支払約定書に 2 億 4000 万円の債務を、当社（法人）に効果帰属させる意思は、川瀬氏はもとより、相手方当事者の a 氏も含む、関係当事者の誰においても存しなかったものと考えられ、当社（法人）としての

²⁹ 前述したとおり、濱村氏がかかる本件ショートメッセージを送ったのは、当社の大株主である濱村氏が、上場廃止により当社株式の価値が滅失してしまう危険に直面して窮状に陥っていることを認識している a 氏により、濱村氏がショートメッセージの内容面についてもコントロールされていたことによる可能性が高いと考えられる。

意思表示が存在しないことから、当社が当事者となって上記合意が成立したとは認められない可能性が高いと考えられる。

第5 抗弁となり得る事情

仮に本件支払約定書による意思表示の主体が当社であると評価されるとしても、当社が以下の抗弁を主張することにより、当該意思表示が無効ないし取消となること、または、本件支払約定書の効果が当社に帰属しないこと、の少なくともいずれかの帰結に至る可能性が高いと解される。

すなわち、当社にとっての抗弁となり得る事情としては、

- ① a氏が、代表権の制限（会社法第349条第5項）の「善意の第三者」に該当しないとして、制限の範囲を超えた取引の無効を主張すること（後述1）
- ② a氏が、法定の決議を経していないこと（会社法第362条第4項違反）について悪意又は過失があるとして、取引の無効を主張すること（後述2）
- ③ 民法第107条類推適用により無権代理となり当社に効果帰属しない可能性（後述3）
- ④ 民法第90条の公序良俗違反（暴利行為）による無効の可能性（後述4）、
- ⑤ 心裡留保につき相手方有过失による無効の可能性（民法第93条第1項ただし書）（後述5）
- ⑥ 共通錯誤による取消しの可能性（民法第95条第1項第2号、第3項第1号及び第2号。当社の意思表示の主体である川瀬氏において、a氏が当社に対して何らかの支払請求権があるものと誤信しており、かつ、a氏も共通に誤信していたこと）（後述6）
- ⑦ a氏の強迫行為による取消しの可能性（民法第96条第1項）（後述7）

が考え得るところであり、いずれも、a氏の当社に対する請求権を否定する根拠となり得るものと考えられる。

- 1 a氏が、代表権の制限（会社法第349条第5項）の「善意の第三者」に該当しないとして、制限の範囲を超えた取引の無効を主張すること

本件支払約定書を作成した 2020 年 10 月 1 日時点の当社の取締役会規程、職務権限規程及び職務権限表によれば、取引金額が 1 億円以上の契約については、取締役会決議が必要であったことが認められる。そして、本件支払約定書は a 氏に対して 2 億 4000 万円の支払債務を認識しこの支払いを約する内容であることから、当該合意の締結に際しては当社の取締役会の決議が必要である。しかしながら、客観的事実として、当社においては本件支払約定書の締結に関する当社の取締役会決議はなされていない。

もっとも、本件支払約定書の締結に相当する行為について当社の取締役会決議を必要とすることは、当社内部における代表権の制限であるから、「善意の第三者」には対抗することができない（会社法第 349 条第 5 項）。ここでは、「善意の第三者」とあるものの、解釈上は第三者が善意であっても重過失がある場合には代表権の制限を対抗することができるとの解釈がなされている（田中亘『会社法』（東京大学出版会、第 2 版、2019 年）233 頁）。

そして、当社の 2020 年 4 月末時点における当社の連結総資産は約 39 億円であるところ、a 氏は長年 ██████████ であり、かつ、本件支払約定書の作成当時も当社の内情について強い関心を抱いており、当社の規模についても知悉していたことが認められることからすれば、当社の連結総資産の約 6%にも相当する本件支払約定書記載の 2 億 4000 万円という金額の債務を負担することについて、上場会社としての当社の代表者の権限について、社内規程等での制限を超えるものであることは容易に想像がつく内容であったと言える（なお、取締役会決議事項となる重要な資産の処分及び譲受けや多額の借財については一般に総資産の 1~2%が目安とされている。東京弁護士会会社法部編『新・取締役会ガイドライン』商事法務、第 2 版、2016 年 209 頁）。この点からすれば、a 氏については、本件支払約定書による 2 億 4000 万円の金額の債務負担が当社の代表権の制限を超える行為であることについて悪意であったと認定される可能性は十分にあり得るものと考えられる。

さらに、a 氏と本件旧役員 3 名との関係性からすれば、社内規程による代表者の権限の制限の有無や金額について直ちに質問をして確認をすることは極めて容易な状況でもあった。かかる事情からすれば、a 氏に

ついて、当社内部における代表権の制限があることにつき、少なくとも重過失が認められるものと判断できる。

なお、a氏は本件支払約定書が当社にとって表に出せない内容のものであることを認識していたと認められるため、a氏が2020年10月1日の時点で当社が本件支払約定書について取締役会の決議を経ていると認識していた可能性は考え難い。

以上より、仮に本件支払約定書をもって当社が債務負担するものと評価されるにしても、貴社内部における川瀬氏の代表権の制限及びその違反を、a氏に対抗できる可能性が高く、代表権の制限違反により本件支払約定の合意が無効となる可能性があるものと考えられる。

2 a氏が、取締役に委任することができない「重要な業務執行の決定」につき法定の決議を経ないこと（会社法第362条第4項違反）につき、悪意又は過失があるとして、取引の無効を主張すること

会社法第362条第4項は、「取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない」と規定しており、「重要な業務執行の決定」は法律上取締役会の決定を必要とされている。同条項で要求される取締役会決議を欠いた対外的行為については、最判昭和40年9月22日民集19巻6号1656号は、「内部的意思決定を欠くに止まるから、原則として有効であって、ただ、相手方が右決議を経ないことを知りまたは知り得べかりしとき」（悪意又は過失があるとき）に限って、無効であると判示する。

そのため、(1) 本件支払約定書の内容につき合意することが「重要な業務執行の決定」に該当するか否かと、(2) 本件支払約定書の内容を合意することにつき、当社の取締役会の決議を経ないことを「知りまたは知り得べかりしとき」（悪意又は過失あり）といえるか否かという点について、詳述する。

(1) 「重要な業務執行の決定」該当性

「重要な業務執行の決定」のうち「重要な財産」（同条項第1号）に該当するか否かについて、判例は、当該財産の価額や会社の総資産に占める割合のほか、当該財産の保有目的、処分行為の態様（会社の事業のため通常行われる取引かどうか等）、会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきものとしている（最判平成

6年1月20日民集48巻1号1頁)。また、「重要な業務執行の決定」のうち、「多額の借財」(同条項第2号)に該当するか否かについては、下級審裁判例において、重要な財産の処分及び譲受けと同様に、借財の額、会社の総資産や経常利益等に占める割合、当該借財の目的及び会社における従来の取扱い等を具体的な事案ごとに考慮して総合的に判断すべきと判示されたものがある(東京地判平成9年3月17日判時1605号141頁)。

そして、会社法第362条第4項第1号から第7号に定める事由は、限定的列挙ではなく例示的列挙であると解されており、年間事業計画の決定、年間予算の設定・変更、主力製品の決定・変更、年間新規採用予定人員の決定等のような、これらの事項と同程度の重要性があると判断される業務執行事項の決定は、代表取締役、経営会議等の下部機関に委ねることはできないと解される(落合誠一『会社法コンメンタール8・機関(2)』(商事法務・初版)222頁以下)。

本件では、前述したとおり、本件支払約定書において負担するものとされる債務額が2億4000万円という多額にのぼるものであり、この額は本件支払約定書を作成する直前である2020年4月末時点における当社の連結総資産約39億円の約6%もの割合を占めるものであったことが認められる。そして、額のみならず、代表取締役の川瀬を含む本件旧役員3名が連名で本件支払約定書記載の合意をするという行為は、前回不祥事案件を受けて旧経営陣の影響力排除が主要な課題となっていたことと比して真逆の性質を有するものであったことも認められる。しかも、前述したとおり、当社がa氏に対して2億4000万円もの多額の債務を負う法的な根拠がないことも認められるところである。

以上の事情からすれば、本件支払約定書の合意をする行為は、取締役の専横を排すべき、「重要な業務執行の決定」に該当するものと解するのが相当と考えられるから、上記合意をすることについては、会社法上も、当社の取締役会決議が必要と考えられる。

(2) 当社の取締役会の決議を経ないことをa氏において「知りまたは知り得べかりしとき」(悪意又は過失あり)といえるか

前述したとおり、本件調査で認められた事実からすれば、a氏が、2020年10月1日の時点で当社が本件支払約定書の締結につき取締役

会の決議を経ていると認識していたという可能性は考え難いものであり、本件支払約定書を締結することにつき当社の取締役会決議を経なかったことについて、a氏が悪意又は少なくとも過失があると認められる可能性は高いと考えられる。

以上により、仮に本件支払約定書の締結について当社の意思表示があったことを前提にしても、会社法第362条第4項により、本件支払約定書に基づく合意が無効となる可能性は高いと考えられる。

3 民法第107条類推適用により無権代理となる可能性

代理人の権限濫用について定めた民法第107条は、「代理人が自己又は第三者の利益を図る目的」で代理権の範囲内の行為をした場合、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為、すなわち無権代理とみなす旨を定めている。そして、本条は、代表者による当該行為についても類推適用されるものと解されている^[30]。

上述のとおり、本件支払約定書の作成に関しては、そもそも川瀬氏が当社として意思表示をしたのか自体に大きな疑問があるわけであるが、仮に川瀬氏が当社として意思表示をしたのだとしても、その内容は、当委員会が認定した事実のもとでは、前述のとおり、全く法的根拠のない2億4000万円もの金銭の支払を当社に約束させ、一方的にa氏に利益を得させようとするものであった。

これは、まさに民法第107条の「代理人が自己又は第三者の利益を図る目的」の行為に他ならない。そして、本件支払約定書を締結することによって当社が利益を得るという事態が想定し難く、相手方であるa氏にとって、本件支払約定書の内容（目的）が、一方的に当社を害し自己を利するものであることは明らかであったから、民法第107条の「目的を知り、又は知ることができたとき」に該当し、よって、本件支払約定書の作成は無権代理行為となり、当社に法的効果が帰属しないことにな

³⁰ 従前、代理権の濫用については民法第93条が類推適用され、代表権の濫用についても同条が類推適用されていたが（最判昭和38年9月5日民集17巻8号909頁）、2020年4月1日施行の改正民法において、代理権の濫用に関する第107条が新設され、代表権の濫用についても今後は同条が類推適用されるものと解されている。

る。

このように、前述した代表権の制限の議論とは別に、民法第 107 条が類推適用される代表権の濫用という観点においても、本件支払約定書の効果は当社に帰属しないものと考えられる。

4 民法第 90 条の公序良俗違反（暴利行為）による無効の可能性

いわゆる暴利行為に該当する契約が、公序良俗に違反するとして、民法第 90 条により、その全部又は一部が無効となることは、過去の判例法理に照らして認められているところである。かかる暴利行為に関する判例（大審院昭和 9 年 5 月 1 日判決）では、契約が無効となるか否かの判断枠組みとして、①「著しく過当な利益」（客観的要件）、②「他人の窮迫、軽率又は無経験の利用」（主観的要件）という要素を示している。

もっとも、過去の裁判例を総覧すると、契約を無効とするために上記①及び②の要件のいずれにも該当することが必要であるとしたもののみではなく、上記①の要件に該当することをもって上記②を推定した裁判例や、上記①の要件に該当することのみで足りるとした裁判例も存するところである（大村敦志著「公序良俗と契約正義」（有斐閣）352 頁参照）。現に、先物取引に関する最高裁昭和 61 年 5 月 29 日判決・最高裁判所裁判集民事 148 号 1 頁では、上記②の要件は、「著しく不公正な方法によって行われた」ことにまで緩和されている^[31]。

本件においては、表意者である当社が、a 氏に対して、著しく過当な利益（上記要件①）を提供しなければならない約定であるという点については、異論がないものと思われる。すなわち、本件支払約定書に記載されている債務の額は 2 億 4000 万円であるところ、この額は、社会通念からして一般に高額であるというのみならず、本件支払約定書を作成

³¹ 学説においては、河上正二東京大学大学院教授・NBL472 号 41 頁が「詐欺的・欺瞞的・威圧的な諸要素が累積した結果として、契約を維持することが不当と評価される場合（略）に『合わせて一本』の形で契約の成立を否定し、取消あるいは無効にすることも積極的に検討されてよい」と論じるほか、加藤雅信教授は、詐欺や錯誤と直接に認定できないが、詐欺とまではいえない欺瞞的要素、錯誤とまではいえない相手方の見込み違い、事業者の社会的に問題がある行動等の要素が混在しているような事案では、それらの諸要素を累積して公序良俗違反による契約の無効を認めてもよいと解している（加藤雅信「新民法体系 I 民法総則」第 2 版 235 頁参照）。

する直前である 2020 年 4 月末時点における当社の連結総資産（約 39 億円）の約 6%もの割合を占める金額であって、当社の資産との対比で相当の額ということが出来る。しかも、それが当社にとって如何なる性質を持つ金員なのかという観点でいえば、「旧債務」の存否に関して前述したとおり、本件支払約定書で約する債務はそもそも法的には支払義務が存在するものではなかったというのであるから、民法第 90 条の公序良俗違反の該否の解釈としても、当社が抛出することになる 2 億 4000 万円は、客観的に「著しく過大な利益」と評価し得るものと考えられる。

また、本件では、後述「a 氏の強迫行為による取消の可能性」で述べられるように、川瀬氏が窮迫に陥っていることを認識しつつ、a 氏においてこれを利用したとする主張も相俟って、公序良俗の違反の程度が強まる可能性も考えられる。

以上により、a 氏による 2 億 4000 万円の金銭支払請求は、公序良俗に反するとして無効となる可能性があるものと考えられる。

5 心裡留保につき相手方有過失による無効（民法第 93 条第 1 項ただし書）

川瀬氏が、本件支払約定書に「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社は貴殿に対して、下記の債務を認識し、支払うことを承諾します。」という記載をした理由は、川瀬氏が供述しているとおり、
川瀬氏自らも個人で責任を負担しない方向に働くのであれば、特に異存はないということで従ったためであって、川瀬氏は、当社に債務を負担させる積極的な意図はなかったものと考えられる。

そのため、本来、本件支払約定書の表示は、当社としての意思表示とは解されないものと考えられるところであるが、仮に、本件支払約定書の「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社は貴殿に対して、下記の債務を認識し、支払うことを承諾します。」という追記が、当社としての意思表示と評価されるのだとすれば、川瀬氏が法人の代表者として、真意でないことを知って意思表示を行ったものとして、心裡留保（民法第 93 条第 1 項）と評価し得るものと考えられる。

心裡留保は原則として有効であるが、例外として、相手方である a 氏が、意思表示が表意者である川瀬氏の真意でないことを知り、又は知る

ことができたときは、その意思表示は、無効となる（民法第93条第1項ただし書）。

しかるに、前述したとおり、本件支払約定書等には当社の社印がなく、本件旧役員3名の拇印のみが押捺されていたが、かかる本件支払約定書の体裁自体が、外形的に見て当社の内部手続を経ずに上記合意がされたことを強く推認させるものである。そして、上述のように本件支払約定書等が2020年9月30日及び同年10月1日にa氏及び本件旧役員3名のみでの話し合いの場で内容や条件を決定し、a氏が「会社の手続はいらないのか。」などと確認することがなかったこと、a氏も本件支払約定書は当社にとって表に出せないものと思っていたことなどからすると、a氏は、本件支払約定書等が作成された経緯を当事者として熟知していたといえる。

したがって、本件支払約定書の内容が川瀬氏の真意でないことを、a氏は知っていた可能性が高く、仮に知らなかったとしても、少なくとも知ることができたものと解するのが合理性を有するものと考えられ、仮に本件支払約定書による意思表示が当社によるものと評価されるとしても、当該意思表示は、民法第93条第1項ただし書により無効となるものと解される。

6 錯誤による取消し（民法第95条第1項第2号、第3項第2号。当社の意思表示の主体である川瀬氏において、a氏が当社に対して何らかの支払請求権があるものと誤信した錯誤の可能性）

(1) 本来、本件支払約定書の表示は、当社としての意思表示とは解されないものと考えられるところであるが、仮に、本件支払約定書の「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社は貴殿に対して、下記の債務を認識し、支払うことを承諾します。」という記載が、当社としての意思表示と評価されるとしても、本件の事実関係にかんがみれば、民法第95条第1項2号所定の錯誤による取消しの対象となると考えられる。

(2) すなわち、関係者の供述によれば、2011年9月15日付け覚書により、D社と当社間の債権債務が既に清算されていた事実を、本件支払約定書作成当時、濱村氏は存在すら認識していなかったこと、また、濱村氏のみならず、柿内氏や代表取締役である川瀬氏もまた、これを認識していなかったことが認められる。

つまり、真実は、2011年9月15日付け覚書により、D社と当社間の債権債務が既に清算されていたため、D社ないしa氏が、当社に対して、債権を有していることはないにもかかわらず、川瀬氏を含む本件旧役員3名はいずれも、D社と当社間の債権債務が清算されていた事実がないと誤信したことが認められる。

そして、本件支払約定書の作成当時に、D社と当社間の債権債務が既に清算されていた事実を認識していたとすれば、当社は、a氏に対して本件支払約定書の意思表示を行うことはなかったものと考えられる。

したがって、仮に本件支払約定書の提出をもって当社の意思表示と評価されるとしても、表意者である川瀬氏が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が、真実に反する錯誤に該当し、原則として取り消し得る行為となると考えられる（民法第95条第1項第2号）。

(3) ただし、2011年9月15日付け覚書は当社が作成した書面であり、これを川瀬氏が認識していなかったことは95条第3項の重過失に該当する可能性もあり得る。もっとも、a氏のインタビューによれば、a氏も、本件支払約定書作成当時、2011年9月15日付け覚書の存在を失念していた可能性が認められるから、仮に上記誤信に陥ったことにつき川瀬氏に重大な過失が認められるとしても、表意者である川瀬氏と同様に、a氏もD社と当社間の債権債務が清算されていた事実がないと誤信していたことが認められ、これは民法第95条第3項第2号による「相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき」に該当する可能性があり、そうであれば結局は、錯誤による取消が認められることになると言える。

(4) 以上より、仮に本件支払約定書による意思表示が当社によるものと評価されるとしても、当該意思表示は、民法第95条第1項第2号、第3項第2号による取消しにより、無効となる可能性が相応にあるものと解される。

7 a氏の強迫行為による取消しの可能性（民法第96条第1項）

G社に対して投資した金額が3000万円であるのに対して本件支払約定書記載の金額は2億4000万円という多額のものであり、温情や義理

人情のみを理由としてそのような合意をすることは通常であれば考え難い。

前述したとおり、川瀬氏は、前回調査委員会の調査対応に疲弊している中で、2020年9月30日、川瀬氏は、
a 氏と面会することになった。同日、a 氏は、濱村氏及び川瀬氏が a 氏を避けているとして強く執拗な口調で責め立てるところから始まり、a 氏は、その強い執拗な口調のまま、本件システム開発事業に対する出資により a 氏が 3000 万円の損失を被ったこと、韓国投資案件のトラブルに関して
を指摘しつつ、
。かかる流れの中で、a 氏は、本件旧役員 3 名に本件確認書を作成させた後、3 名が今後も協力することについてのエビデンスが必要であると述べ、そして、仮に 2005 年当時 3000 万円を当社に出資していたとすれば現在ほどの程度の価値を有しているのかを問い詰め、また、a 氏は、このような議論と併せて、上記金銭の支払要求には、韓国投資案件のトラブルの際に
などと述べて、本件旧役員 3 名に対して、金銭の支払い約束を促した。

このように、
a 氏から、長時間にわたり、過去の経緯を持ち出されながら、
などと述べられて、一定時間にわたって責め立てられ金銭の交付を求められたことから、かかる状況を早期に抜け出したい等の気持ちから、本件支払約定書に拇印を押した旨を述べている。かかる経緯にかんがみれば、仮に本件支払約定書に基づく当社の意思表示が認められるとしても、当該意思表示につき強迫による取消しが認められる可能性もあるものと考えられる。

もっとも、本調査により顕出された現時点の事実関係からは、a 氏が、身体や財産等に対する具体的な害悪の告知を行った旨の供述までは得られていないこと、「
」という言葉も韓国投資案件に関する某都内のホテルのトラブル解決により濱村氏及び川瀬氏が救出された価値を、濱村氏及び川瀬氏の感覚として金銭価値に置き換えるといくらなのかという質問であると評価できるところであり、某都内のホ

テルのトラブルを実際に体験した濱村氏及び川瀬氏からすれば、それ自体を脅迫的な言辞とは捉えない可能性も高いと思われることから、a氏による、刑法上の脅迫・強要や、民法の強迫取消し（民法96条1項）を認めるに足りるような、畏怖心を生じさせようとする意思で、濱村氏、川瀬氏ないし柿内氏に対して害悪を加えるべきことを告知する行為としては、認められない可能性が相当程度存するものと考えられる。

また、仮に、2020年9月30日に法的に脅迫と評価できる言辞をa氏が発したことが認められ、かかる言辞が、a氏と本件旧役員3名個人との関係性に照らして強迫行為と評価されるとしても、前述した10月1日の朝7時頃に本件支払約定書について当社を当事者とするかのような記載が加わった経緯からすると、川瀬氏が当社（会社）との関係において意思表示を行ったことと当該強迫行為と間に因果関係が認められることには疑問なしとはいえない。そのため、本件支払約定書に基づく債務負担の意思表示の強迫による取消しについては、認められない可能性も相当程度存するものと考えられる。

なお、上記の評価はあくまで本調査により顕出された事実の限りを前提としたものであるため、当委員会として、a氏の強迫行為による取消しを主張すること自体が不合理ということまで申し述べるものではないことを付言しておく。

8 小括

以上に述べたとおり、本件においては、a氏の当社に対する2億4000万円の請求は、法的に認められない可能性が高いと考えるところである。

それらの不適切な対応・行動を招いた本件旧役員 3 名の問題や組織の問題について、第 3 及び第 4 において分析する。

1 不当要求として組織的な対応を取らなかったこと

(1) 上述のとおり、本件は、XXXXXXXXXX 不当要求を受けた事案であるところ、明らかに法的根拠を欠く要求だったのであるから、当社に対する不当要求と捉えて組織的に対応すれば、本件支払約定書の締結に至ることはなかったものと考えられる。

このような明らかに法的な責任を超えた不当要求（以下、単に「不当要求」という。）に対して本件旧役員 3 名のみで個人的に対応したことが、本件事案を発生させた最大の原因となっているものと考えられる。

(2) この点、不当要求の対応に関しては、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において、反社会的勢力による被害を防止するための基本原則として、①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止の 5 つが示されている。

そして、この理は、いわゆる反社会的勢力からの要求だけでなく、広く「暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求」にも通用するものであり、このことは上記指針においても指摘されている。

このように、いわゆる反社会的勢力からの要求に限らず、法的な責任を超えた請求・要求に対しては不当要求であると認識し、組織的に対応する必要がある。その上で、外部専門機関といち早く連携し、裏取引等には一切応じないといった姿勢を明確に示すことが重要であり、これらのことは、少なくとも上場企業の役員にとって必須の心構えの 1 つである。

(3) しかも、上述のとおり、本件事案においては、他の役員や顧問弁護士等に相談する時間的余裕は十分にあったし、不当要求を受けた場所も社内であったのであるから、客観的には、不当要求に組織的に対応することが容易な事案であった。

ところが、本件旧役員 3 名は、a 氏からの要求に対し、組織的に対応することなく（そのため徹底した事実確認が行われることも、社内決定手続が踏まれることもなかった。）、3 名のみで個人的に対応し、その結果として、本件支払約定書を作成するという事態を生じさせてしまった。

(4) このような不適切な対応となった背景には、本件旧役員 3 名個人の問題のみならず、当社の組織としての問題も指摘できるところであり、この点については、後述の第 3 及び第 4 で詳述する。

2 2011 年 9 月 15 日付け覚書を指摘できなかったこと

本件事案において、a 氏は、2 億 4000 円もの多額の金銭の支払を求め最大根拠として、3000 万円の損失を負った 2005 年の G 社の件を挙げている。しかし、この件に関しては、D 社と当社との間に債権債務がないことを確認した 2011 年 9 月 15 日付け覚書があり、これを a 氏に提示すれば、同人の請求に法的根拠がないことを明確に示すことができた。

ところが、本件旧役員 3 名は、当時、この覚書が存在したことに思い至らず、漫然と a 氏の要求を許してしまったのであり、これも、本件支払約定書が作成されるに至った原因の一つとなっている。

なお、この覚書は、本件事案の発覚後、当社の元監査役であった大津氏の自宅において発見されたものであるが、上場前の出来事とはいえ、会社名義の合意書面の管理状況として極めて杜撰である。後述のとおり、このような書面管理に対する甘い意識や杜撰な管理体制が、本件において、極めて重要な覚書が存在しながらそれを有効に利用できないという事態を招いたものである。

3 手続等を見逃し安易に本件支払約定書を作成してしまったこと

本件の最も初歩的な問題行動として、本件旧役員 3 名が、そもそも a 氏の請求には法的根拠がないと考えていたにもかかわらず、社内の手続も何ら経ないまま、2 億 4000 万円もの多額の支払約定書に署名し、そこに当社の名前を使用してしまったことを挙げるができる。

この点、本件旧役員 3 名が本件支払約定書の作成に応じてしまった動機や理由については、本報告書で既に記載をしたとおりであるが、本件支払約定書の作成に応じて得なかったような決定的な事情の存在は

認められず、これに応じた本件旧役員 3 人の判断に合理的な動機や理由を見出すことは困難である。

当委員会が達した一つの結論としては、決定的な事情があったわけではないものの、a 氏から強く圧力を受ける中、過去の経緯や当事者の人間関係等を背景に拒絶し難い雰囲気となり、また精神的な疲労も重なり（あるいは a 氏に恐怖し^[32]）、その場を終わらせるため、作成に応じても支払義務を負うことはないだろうと高を括り、安易に本件支払約定書の作成に応じてしまったというのが実情のようである。

極めて不合理な判断であったと指摘せざるを得ないが、現実として、このような信じ難い判断が経営陣によってなされる可能性があるのだということを、再発防止策を検討するに当たっては念頭に置く必要がある。

4 社内の人事情報が外部に漏れていたこと

上述のとおり、a 氏が 2020 年 9 月 30 日に当社を訪問し、本件旧役員 3 名に本件確認書や本件支払約定書の作成を迫ることになったきっかけは、a 氏が、同日をもって濱村氏や柿内氏が当社の取締役を引責辞任するという情報を聞きつけたからである。この情報を事前に社外の人物である a 氏に知らせたのかは定かではないが、当社が発表するよりも前に、当社の人事情報が外部に漏れていたものである。

内部情報の漏洩が本件のような事案発生の機序になったことは、今後の対策を検討する上で銘記されるべきである。

第 3 直接の行為者である本件旧役員 3 名の問題について

本件事案を生じさせることになった第 2 記載の不適切な対応や行動について、まずは、直接の行為者である本件旧役員 3 名の問題について分析する。

1 本件旧役員 3 名の関係性を基礎とする原因

(1) 本件旧役員 3 名の関係性

本件旧役員 3 名は、創業メンバーであり、前回不祥事案件や本件事案により辞任するまで、当社の経営の中核を担い、上記 1 位から 3 位

³² 濱村氏は a 氏に恐怖を感じたと説明している。

の大株主であった（トップ 3 の大株主である点は現在も変わらない。）。

前回最終調査報告書でも指摘されているとおり、本件旧役員 3 名には、それぞれの担当分野があり、互いに、それぞれの担当分野については口を出さない（出しづらい）関係性があった。年長者である濱村氏が創業以来代表取締役を務めていたものの、同人がリーダーシップを発揮して他の二人に命令・指導するような関係にはなく、創業役員として実質的にフラットな関係にあり、かつ、相互に干渉し合うという関係にもなかつたようである。

(2) 一部の意向が他の役員らに影響を及ぼした可能性

本件旧役員 3 名のうち a 氏と最も関係が深かつたのは柿内氏であるが、a 氏の意向を忖度等した柿内氏の発言や態度^[33]は、本件確認書や本件支払約定書が作成されるに至った過程において、他の 2 名に強い影響を及ぼしたものと考えられる。

また、川瀬氏の認識に基づけば、G 社の件及び韓国投資案件の両方ともに関与しており、かつ、2020 年 9 月 30 日時点では代表取締役であった濱村氏がはっきりしない発言や態度を示していたことも^[34]、本件支払約定書の作成に応じる方向に影響を及ぼした可能性がある。

(3) 各人が自分の責任は低いと考えていたこと

本件を通じて、濱村氏及び川瀬氏は、a 氏に関する事項は柿内氏の責任分野であると考えていたようである。また、川瀬氏は、a 氏の請求根拠となっていた G 社の件は、濱村氏の責任分野であると考えていたようである。他方、柿内氏は、G 社の件は主に濱村氏の、韓国投資案件は主に川瀬氏の責任分野であると考えていたようである。

このように、本件事案において本件旧役員 3 名は、各人が自分の責任を低く見積もり、他の 2 名の責任の方が重いと考えていたようであ

³³ 川瀬氏によれば、2020 年 9 月 30 日当時、柿内氏は、本件支払約定書に基づいて a 氏が本当に金銭を請求してくるようなことはないだろう、と繰り返し言っていたとのことである。

³⁴ 川瀬氏によれば、2020 年 9 月 30 日当時、濱村氏は、a 氏からの要求に対して断固として拒絶するような姿勢を示さず、あいまいな態度に終始していたとのことである。

り（この傾向は川瀬氏と柿内氏に顕著である。）、そのような無責任な感覚が、本件支払約定書のような極めて不合理な書面が作成されるという事態を招いたものと考えられる。

この責任転嫁の構図は、それまでの本件旧役員 3 名の関係性が強く影響を与えているものと考えられる。

(4) まとめ

このように、本件事案の発生原因には、本件旧役員 3 名の従前からの人間関係が色濃く影響を与えていたものと考えられる。

2 オーナー意識の存在

前回最終調査報告書で指摘のあるとおり、当社が上場した目的は、自社の知名度向上といったことにあり、資本市場を利用して資金調達を図るという意図は乏しかった。現に、2016年4月の株式公開時に公募増資を行った以外は、役職員や取引先を対象とするストックオプションの発行を行っている程度である。そのため、上場後も、引き続き創業時株主が大株主のままであり、本件旧役員 3 名は、上位 1 位から 3 位の大株主であり続けていた。

また、コンサルタントという事業の性質上、金融機関からの融資に強く依存するという状況も存在しなかったため^[35]、外部のステークホルダーから経営を注視されるという状況にも乏しかった。

このような状況であったため、本件旧役員 3 名は、上場後も、自分たちが当社のオーナーであるとの意識を持ち続けていたものと考えられる。

3 コンプライアンス意識の欠如

前述のとおり、本件旧役員 3 名と a 氏は、本件確認書や本件支払約定書を作成するに当たり、これらの書面は表に出すものではないとの共通認識を有していたようである。このような意識があるため、本件支払約定書の存在が発覚した後、柿内氏は、なぜこのような文書が表に出たのか、それは川瀬氏が漏らしたのではないかと、当該文書の存在が外部に発覚したことに関して強い憤りと不信感を示していた。

³⁵ 金融機関の借入れは、主に、グループ会社化路線が拡大した以降のものとのことである。

このように、本件旧役員 3 名は、本件支払約定書のような文書を作成しても、その存在が表に出なければ問題ないとの意識を有していたものと考えられ、この意識が、本件支払約定書のような非常識な文書が作成される大きな原因になったと考えられる。

監査法人等に見つからなければよいという発想が旧経営陣にあったことは、前回不祥事案件にかかる報告書でも指摘されているところであるが、本件旧役員 3 名のコンプライアンス意識には重大な欠陥があったと指摘せざるを得ない。

4 個人の問題であるとの意識

また、前述のとおり、本件事案において、a 氏は、（当社ではなく）本件旧役員 3 名個人に対し、2 億 4000 円の支払を約束するよう求めていたものと考えられる。

そのため、本件旧役員 3 名としても、本件事案を個人的問題と理解し、会社への不当要求事案として組織的に対応するという判断に至らなかったようである。

しかし、会社への不当要求が役職員個人への要求から始まることは決して珍しいことではなく、この点は上述した政府指針でも指摘されているところである。仮に、本件旧役員 3 名が、a 氏の要求を当社への不当要求であると認識しなかったということであれば、このこと自体が、上場企業のコンプライアンスに関する同人らの無自覚や理解不足を示すものである。

5 当社の名前を利用して責任回避しようとしたこと

他方、本件旧役員 3 名は、本件事案を個人的な問題であると理解する一方で、本件支払約定書の作成に当たり、安易に当社の名前を使用した。

当社の名前を出すことによって個人的な責任を免れようとする意識が本件旧役員 3 名にあったことは否定できないところであり、この意識は、上記 2 のオーナー意識とも通じるものと考えられる。

6 契約書軽視や手続軽視の姿勢

また、川瀬氏や濱村氏に対するヒアリングによれば、同人らは、本件支払約定書を作成し、自分たちが署名押印しても、そもそも実態の伴わない法外な請求なのであるから自分たちや当社が債務を負担することはあり得ない（a氏が当社に請求してくることもない）だろうと高を括っていたようである。柿内氏も、本件はあくまで個人の問題であり、少なくとも当社に請求が来ることはないだろうと考えていたとのことである。

いくら法的根拠が乏しかったとしても、署名入りの約定書面を作成すれば重大な債務負担リスクが生じることになる。にもかかわらず、本件旧役員 3 名は、本件支払約定書の作成に安易に応じてしまったものであるが、そこには、契約書を軽視する姿勢が見受けられる。

しかも、本件旧役員 3 名は、単に個人で署名するだけでなく、本件支払約定書中に当社の名前を表示していたものである。この時点ですでに濱村氏と柿内氏は取締役を辞任した立場ではあったが、代表取締役に就任した川瀬氏自身を含め、本件旧役員 3 名が何ら社内手続を経ていないにもかかわらず本件支払約定書の作成という重大な行為に及んだことについては、社内手続軽視の姿勢も強く感じられるところである。

このように、本件旧役員 3 名のコンプライアンスの意識には大きな問題があったと考えざるを得ない。

7 まとめ

以上のとおり、本件事案は、直接的には、本件旧役員 3 名の上場会社の取締役としての信じ難いレベルの資質の欠如や不見識に基づき発生したものである。本件旧役員 3 名は、その著しく不適切な判断や思惑により本件支払約定書の作成に応じ、当社に一方的にリスクを負わせてしまった。

とはいえ、そのような事態の発生を許してしまったことについては本件旧役員 3 名の個人的資質の問題だけでは片付けることはできず、当社組織に重大な問題が存在することは明らかであり、この点について、第 4 で詳述する。

第 4 組織としての問題

1 潜在的に危険性を有していた権力構造

上述のとおり、本件旧役員 3 名は、創業時から当社の経営の中核を担ってきた人物であり、上記 1 位から 3 位の大株主でもある。そのため、

必然的に社内の権力や影響力が同人らに集中することとなり、当社は、潜在的に、同人らによる不正行為が生じかねないリスクを内包していた。

そして、本件事案は、まさにこのリスクが現実化したものであり、本来は監視側の立場である本件旧役員 3 名自らが当社のガバナンスを無効化し、本件支払約定書の作成という俄には信じがたい行為に及んでしまったものである。

このような構造的なリスクの存在を認識し、そのリスクの現実化を防ぐ体制構築が必要であったと考えられるが、当社において、そのような体制構築がなされることはなく、このことが、前回不祥事案件を引き起こす原因にもなっていた。本件事案は、前回不祥事案件を踏まえた社内改革が迫られている最中に発生したものであるが、この時点においても、上記のような体制構築や役職員の十分な意識醸成には至っていなかったということになる。

2 本件旧役員 3 名とその他の役職員の関係性

また、上述のような本件旧役員 3 名の属性上、その他の当社役職員は、本件旧役員 3 名に対して強く物が言えない関係にあった可能性がある。前回不祥事案件の経緯を踏まえると、これまでも、当社内において、本件旧役員 3 名による独断専行的な行動が黙認されてきたのではないかと推測される。

企業不祥事一般の話として、組織内で例外的な行動を許容された一部の役職員が、その積み重ねの結果としてコンプライアンス違反の不祥事を引き起こす事例は多い。本件旧役員 3 名も、このような経緯を経て、社内手続を一切無視して本件支払約定書を作成してしまうという信じ難い行為を行うまでに至ったのではないかと考えられる。

3 不当要求に対する体制の不備

上述のとおり、本件事案は法的根拠のない債務負担を強いる不当要求の事案であるところ、当社において、第三者からの不当要求に対応するための具体的な体制等がとられていた形跡はない^[36]。

³⁶ 反社会的勢力対応規定やリスク管理規定が存在するが、定型的な内容にとどまっている。

上述したとおり、上場前の出来事とはいえ、過去には、韓国投資案件における取引強要被害もあったのであるから、上場企業である当社としては、役職員に対する教育を含め、不当要求に関する体制等を整備しておく必要があったものと考えられる。

4 コンプライアンス意識の問題

(1) 役職員のコンプライアンス意識

上述のとおり、本件事案が発生した背景には、本件旧役員 3 名のコンプライアンス意識の欠如がある。そしてこれは、本件旧役員 3 名の個人的な問題に留まらず、組織としてのコンプライアンス意識の問題でもある。

従前の当社は、営業部門の影響力が過度に強く、管理部門が軽視される傾向にあったようであり（十分な人員も確保できていなかったとのことである。）、そういった組織体制や風土が、本件旧役員 3 名による不祥事を許す遠因になったものと考えられる。

(2) 組織としての感度不足

本件は、前回不祥事案件を受け、当社株式が管理銘柄（審査中）に置かれ、当社の抜本的な改革が迫られている最中に発生した事案である。そのような状況下において、2020年9月30日及び同年10月1日と連日にわたって社外の人物である a 氏が本社を訪れ、本件旧役員 3 名が社長室にて面談を強いられたものである。また、当時、柿内氏は、前回不祥事案件を受け、自宅待機の決定を受けて出社できない立場であった。

特に9月30日の長時間にわたる面談時間、さらに言えば、採用面接中の川瀬氏が a 氏の訪問を受け、採用面接への参加を中止して a 氏との面談に臨んでいるという当時の状況からすれば、社内にいた他の役職員としても、本件旧役員 3 名に何らかの異常事態が発生していることは察知可能だったのではないかと思われる。また、9月30日の夕方には川瀬氏出席のもとで取締役会が開かれていたのであり、a 氏の訪問等について川瀬氏に聴取する機会も十分にあったものである。

ところが、当社の役職員らは、異常事態を察知せず漫然と本件事態を生じさせてしまったものであり、そのような組織としての感度の不足も、本件事案の遠因となっているものと思われる。

5 重要文書の管理の問題

上述のとおり、G 社の件に関しては、D 社との間で債権債務がないことを確認した 2011 年 9 月 15 日付け覚書が存在しており、それをうければ、a 氏の要求に対して有効な反論をすることが可能であった。ところが、当該覚書は社内でコピーすらも保管されておらず、原本が大津氏の自宅で保管されており、濱村氏も、当該覚書の存在を思い出すことができなかった。

この点については、上場前の分も含めて重要文書が事案ごとあるいは当事者ごとに検索できる体制が整っていれば、本件旧役員 3 名も当時の資料等を探索することができ、上記覚書の存在に行き着いた可能性がある（なお、当時の状況では、仮に本件旧役員 3 名が上記覚書の存在を思い出していたとしても、社内で保管されていなかった以上、同人らや社内の人間が探しても当該覚書が見つからなかった可能性が高い。）。

このように、2011 年 9 月 15 日付け覚書のような重要文書が適切に保管されている体制が整っていなかったことも、本件事案発生の遠因になっている。

6 情報管理の不徹底

上述のとおり、本件事案は、9 月 30 日をもって濱村氏及び柿内氏が辞任するという当社未発表の人事情報が a 氏に伝わったことを契機に発生している。この点について、社内情報の管理不徹底を指摘せざるを得ない。

このような社内情報の流出が本件のような不祥事の発生につながったことは、今後の体制作りや組織運営において重要な視点となる。

7 PC データの削除等を漫然と許した点

なお、本件事案の発生原因ではないが、組織の感度や意識の問題、あるいは本件旧役員 3 名との関係性の問題として、本件事案発生後に生じた次の事象を指摘する。

(1) 大津氏による PC データ等の削除

2020 年 12 月 23 日、前回不祥事案件を受け、常勤監査役であった大津氏が当社を退職した。この時点で本件事案は既に発覚しており、そ

の調査が進められていた最中であつたが、本件調査の過程で明らかになったところによれば、大津氏は、退職に当たり、自身が使用していた会社貸与の PC 内のデータ及び Google Drive で自身が保存していたデータのほとんどを同日までに消去していたことが認められる。上述したとおり、大津氏は、D 社との 2011 年 9 月 15 日付け覚書を自宅で保管していた人物であり、本件事案につながる過去のやり取りに深く関与している可能性もあつた。ところが、そのような重要人物の過去のデータが容易に削除されてしまったものである。

大津氏によれば、後任の監査役の業務に必要なデータは残したうえで、別の従業員が使用できるよう PC を初期化し、データを削除したと述べるが、少なくとも、大津氏は創業メンバーかつ元経営管理本部長として本件事案に関する過去の経緯を知っている可能性があると考えられる人物だったのであるから、そのような人物に PC データ等の削除を許してよいわけがない。にもかかわらず、そのような重大な行為を漫然と許してしまった当社の意識や姿勢には、本件事案の発生原因につながる組織上の問題があるように思われる。

(2) 川瀬氏の PC データの削除

また、PC のデータについては、川瀬氏の方も大部分が削除されている。退職に当たって PC 内のデータを外部記録媒体（USB メモリ）に保存した際に削除されてしまったようであるが、川瀬氏が故意に削除したのか、外部保存媒体にデータを移転する際に意図せず元データを削除してしまったのかは不明である^[37]。

いずれにせよ、正式な手続を経ることなく、退職する川瀬氏に会社貸与の PC 内のデータの取得させたこと自体が、当社の情報管理体制として大きな問題である。

(3) 濱村氏及び柿内氏が当社 PC を所持し続けるままとされていたこと

さらに、濱村氏と柿内氏が使用していた当社貸与の PC は、現在も引き続き両名が所持し続けている。この点は、両名の急な辞任を受け、意図せずしてそのような状態になったようであるが、現在も回収には至っていない（濱村氏はこれに応じる意思を示しており、当該 PC 内

³⁷ 川瀬氏によれば、意図しない削除だったとのことである。

のデジタル・フォレンジック調査も行われたが、柿内氏は返却も調査も応じていない。)。ただし、両名の辞任後、当社が両名に対して社内の機密情報保持の観点からデータの削除は要請しつつも、積極的にデータを含めた PC の返還を求めているとは認められない。すなわち、本件事案が発覚し、過去の経緯について十分な調査が必要となる局面であることは明らかなのであるから、当社としては濱村氏及び柿内氏に過去の事案解明のためにも積極的に PC 内のデータの返還を求めるべき必要性があったはずである。

しかしながら、濱村氏と柿内氏が使用していた当社貸与の PC は、現在も引き続き両名が所持し続けているという状態を生じさせていることについて、社内の意識の低さを指摘せざるを得ない。

第5 まとめ

以上のとおりであり、本件は、属人的な不祥事であったと理解することは適切ではなく、それを許してしまった社内体制や組織風土等の問題に目を向けることが、同種事案の再発防止において極めて重要である。

第5章 再発防止策の提言

上記第2章及び第3章記載の事実関係並びに第4章の発生原因の分析を踏まえ、当委員会は、本件の再発防止策として以下の提言を行う。

なお、本件事案の再発防止策については、前回不祥事案件の調査報告書において提言された諸施策と重なる部分も多いので、適宜、それらを引用しながら本件の再発防止策について提言する。

第1 本件旧役員3名の影響力排除に向けた取組み

上述のとおり、本件事案は、本件旧役員3名が当社のガバナンスを無効化して発生させた事案であるところ、同人らは現状も当社の大株主であるため、再発防止策を考える上では、本件旧役員3名の影響力をどう排除するかが最大の課題となる。

1 本件旧役員3名の法的責任の明確化

前回最終調査報告書においては、再発防止策のトップ項目として、旧経営陣の経営責任及び法的責任を明確化し、その有無・程度に応じて責任追及を検討する必要がある旨が指摘されている。

この点、上述のとおり、本件事案における本件旧役員3名の行為は、一方的に当社にリスクを負わせるだけのものであり、経営責任という次元の問題ですらない。このような事態を生じさせた本件旧役員3名の法的責任を曖昧なままにしておけば、今後も、同人らによる当社への不当な関与を招きかねない。

したがって、本件事案については、前回不祥事案件以上に、本件旧役員3名に対する法的責任を明確にした上で、その追及を検討する必要がある。

2 不当要求に対する体制の整備

上述のとおり、本件事案は[REDACTED]不当要求事案であるところ、不当要求と認識して組織的に対応しなかったことに大きな問題があった。また、今後は、本件旧役員3名が、大株主として、当社に対して不当要求を行う側に廻りかねない懸念がある。

したがって、当社としては、不当要求に関する当社の対応指針を策定するなどして、不当要求に対して組織的に対抗できる体制を早急に構築すべきである。その際には、反社会的勢力からの不当要求を前提とする

一般的な対策指針の策定だけでなく、本件旧役員 3 名からの不当要求についても念頭においた、個別具体的な対応方針の策定も必要となる。

3 不当要求に限らない関係遮断

本件旧役員 3 名は、元々は当社の内部者であり、同人らからの接触は、個々の役員や従業員に対して秘密裏になされる可能性がある。また、同人らからの接触内容は、不当要求に限られるものではない。このような接触の場合、取締役会や監査役会等の監視機能では、少なくとも初期段階での発見は困難であることが予想される。

この点に関連して、当社は、本件事案発覚後の 2020 年 12 月 17 日、当社及びグループ会社の全従業員に対し、「旧経営陣からの電話・メール等の連絡に対して、応答・返信はせず、毅然とした態度で関係を断ち、会社を変えて行かなければならない」ことをアナウンスするとともに、旧経営陣からの接触への対応に苦慮したり、悩んだりすることに備えて社外相談窓口を設置することを伝え、同月 22 日までに、当該窓口を設置した。

このように、当社は、不当要求に限定せず、本件旧役員 3 名との一切の関わりを断つことを全従業員に求めている。また、本件事案の発覚後、福島氏は、柿内氏からの面談要請を拒絶し、一切面談に応じなかったとのことである。このような当社の毅然とした取組みや姿勢は評価できるところであり、今後についても、役職員に対するアナウンスを定期的に行うなど、窓口設置に係る制度が実効性をもって維持されているかについての意識を持ち続けることが肝要である。

4 徹底した社内教育の実施

上記のような不当要求等に対する対応指針の策定や体制構築を進めるとともに、当社の役員及び従業員それぞれを対象にして、具体的な対応要領をトレーニングする実務的な研修を行うべきである。このような研修は単発的に行っても効果が薄いので、定期的に行うことが重要である。

5 誓約書の徴求

当社は、前回不祥事案件に係る対応の一貫として、濱村氏及び柿内氏から、当社の株主総会において会社原案に賛成することなどを定めた誓約書を徴求した。本件事案の発生を受け、川瀬氏からも同様の誓約書を

徴求するなどして、その影響力排除に向けた取り組みを実施することが重要である。

第2 ガバナンス改革及びコンプライアンス強化

1 ガバナンスの改革

(1) 前回不祥事案件を踏まえて実施された抜本的改革

前回不祥事案件を受け、当社では抜本的なガバナンスの改革が行われた。例えば、取締役と執行役員との兼任の解消、独立社外役員を選任、独立社外役員による情報交換、内部監査室によるモニタリングの強化（人員増強等）などであるが、これらにより、一部の役員に権力が集中する状態が解消され、独立社外役員や内部監査室等による監視機能の実効性も高まるため、本件のような経営陣による不祥事の防止策としても一定の効果が期待される。

(2) 適切な役員を選任と継続的な役員トレーニング

他方で、本件事案は、経営トップのみで実行されたため、いかに改革後といえども、取締役会や監査役会等の監視機能をもって防止・発見することは困難であったものと考えられる。

本件事案のような類いの不祥事に関し、ガバナンスの面において肝となるのは、結局、①適切な役員を選任し、②選任後も役員の見識を向上させる取り組みを続けることであろうと考えられる。

この点に関しては、前回最終調査報告書においても、「経営幹部の指名・報酬の決定に対する独立社外取締役の関与」や「充実した役員トレーニングの実施」が改革内容として提言されているところであり、まさに、本件のような事案の再発防止策に繋がるものといえる。

仮に指名・報酬委員会等を設置し、役員の人選に当たる制度を設けるとすれば、業績のみならず、当該人物のコンプライアンスに対する姿勢、独立社外役員とのコミュニケーション・情報共有に対する姿勢、株主等との関係、他の役職員との関係等、本件事案における特徴を踏まえた再発防止の観点をも考慮する必要があると考えられる。

(3) 十分な意思疎通と情報共有が図れる体制・組織風土

上述のとおり、本件事案発生の背景には、本件旧役員 3 名による独断専行的な行動を黙認してきた創業以来の組織風土があるのではないかと考えられる。

本件事案のような不祥事を再発させないためには、本件旧役員 3 名のような特例的な存在を認めないという意識が重要であり、経営トップとその他の役職員（独立社外役員を含む。）との間で、十分な意思疎通や情報共有が図られる体制構築及び組織風土の醸成が肝要となる。

2 コンプライアンスの強化

(1) 全社的なコンプライアンス教育の充実

第 4 章のとおり、コンプライアンスに対する社内の感度の低さも、本件事案の発生原因の一つになっていたものと考えられる。これは、上述した不当要求事案に限らず、全ての不祥事に関係するところであり、役員を含めた、全社的なコンプライアンス教育の充実が必要である。

社内風土としてコンプライアンスに対する感度を高めることによって、本件のような一部の経営陣による不祥事に対しても防止効果が期待される。

(2) 物理的に不祥事を困難とする業務体制等の構築

本件事案においては、本件支払約定書に会社印が押されておらず、このことが、本件支払約定書の有効性を否定する重要な事情となる可能性がある。このように、法的文書において社印の有無は重要であるから、代表取締役自身が単独では社印を押印できない体制をとることが^[38]、本件のような不祥事発生の防止につながると考えられる。

そして、この社印の例のように、役員の専横を物理的に不可能とする業務体制や仕組み等がこの種の不祥事発生につながることは重要な視点である。

(3) 内部通報窓口の充実

本件事案のように経営トップ自らがガバナンスを無効化して行った不祥事の場合、取締役会や監査役会等の通常の監視機能では、少なくとも初期段階での発見が困難であることが予想される。このような不祥事の端緒を掴むためには、広くグループ会社全体から情報を収集することが有用であると考えられる。

この点、当社では、前回不祥事案件を受け、新たに内部通報規定を策定し、社内窓口を総務部、常勤監査役及び内部監査室、社外窓口を弁護士及び社会保険労務士とする内部通報窓口を設け、2021年2月1日、当社グループの全従業員宛に通知しているところである。上述した本件旧役員3名からの接触に関する相談窓口と併せて、実効性のある通報窓口として機能することが期待される所であり、折角設置した窓口を形骸化させないため、役職員に対する定期的なアナウンス等を実施する必要がある。

第3 情報管理の徹底

1 情報管理規定等の見直し等

第4章のとおり、本件事案は、社内の人事情報が事前に外部に漏れたことを契機に発生したものとみえる。

この点、当社には「情報管理規定」が存在し、「機密情報」「秘密情報」「社外秘情報」「普通情報」の区別等が記載されているが、これらのうち取扱いについて定められているのは「機密情報」だけであり、その内容も一般的なものに留まっている。

上述した本件発生の経緯を踏まえ、社内情報の管理体制や情報管理規定について見直す必要がある。その上で、上述した社内教育の対象にもすべきである。

2 退職時の情報管理について

また、上述のとおり、本件においては、事案発覚後、大津氏及び川瀬氏のPCデータが削除されるという事象が発生している。また、濱村氏及び柿内氏は、現時点でも、会社貸与のPCをそのまま使用し続けている状態にある。

この点については、上記の情報管理規定においても、その第8条第3項において、「役職員が退職する際には、その役職員が保管していた機

密情報に関する媒体は、すべて当社に返却しなければならない。管理責任者は、当社に返却されたことを確認し、退職後の機密保持義務についても確認する。」と規定されているところであるが、これが履行されていなかったものであり、当該規定が形骸化していた状態にあったものと考えられる。

このように、単に規定が存在するだけでは不十分であり、それを適切に運用することが肝要である。

3 濱村氏及び柿内氏から PC の返還等を受けるべきこと

濱村氏及び柿内氏が使用していた会社貸与の PC については、同人らから返却を受けるべきである。このうち濱村氏は返却に応じる意思を示しているようであるが、柿内氏は、当委員会に対し、既に PC を廃棄した旨を述べている。俄には信じがたい説明であるので、当社としては、引き続き、柿内氏に対しても返却を求めるべきである。

また、PC 内には当社の重要情報も記録されていたものと考えられるので、それら全ての返却とコピーの削除を求めるべきである。これは、本件旧役員 3 名の影響力排除という観点からも重要である。

第 4 重要文書の管理体制の整備

第 4 章のとおり、本件支払約定書の作成を許してしまった原因の一つとして、a 氏に対し、2011 年 9 月 15 日付け覚書を直ちに示すことができなかつたことが挙げられる。当該覚書は、大津氏の自宅で保管されていたものであり、他の役職員には見つけようのない状態にあった。

この点については、前回最終調査報告書においても、「経営支援本部において、営業支援課のような部署を設置し、契約書の回収・管理責任を明確するといった体制を構築することも検討に値する。」と提言されているところである。

上述した本件の発生経緯を踏まえると、この体制構築に当たっては、事案毎あるいは当事者毎に重要書類の存否が検索可能な仕組みの導入等が有用であると考えられる。また、上場前からの分も含め、社外で保管されている重要書類がないかどうかの調査も必要である。

以 上

【別紙は省略】